

2015**10**月号

No. 438

自治おきなわ



リレーエッセイ

～人材育成と観光資源の開発・創出～

恩納村長 長浜 善巳 …………… 1

沖縄県の離島医療のあゆみ ③

～ 沖縄の医療史：琉球王朝から自治派遣前夜まで ～

沖縄地域医療支援センター長 崎原永作 …… 2

「この人に聞く」

元大宜味村長 新城 繁正 …………… 4

あのまちこのむら …………… 12

改正行政不服審査法の概要と課題

早稲田大学法務研究科修了 法務博士（専門職）

前津 健治 …………… 15

宮古島市・竹富島町見て歩記 …………… 32

研修だより …………… 43

会務の動き …………… 60

町村長選挙の結果 …………… 61

市町村一覧 …………… 62

来館者1万人突破！ 恩納村文化情報センター



村民待望の図書館機能と観光情報の発信を目的とした恩納村文化情報センターが去った4月23日に開館しました。

開館式では、恩納村と友好都市の提携を結んでいる北海道石狩市民図書館と友好図書館の調印式も石狩市長・恩納村長立ち会いで行われ、北と南で連携して住民パワーを活用した魅力ある図書館づくりを目指していきます。

恩納村文化情報センターは、恩納村仲泊区に恩納村博物館と隣接し建設され、1階の観光情報フロアでは、キオクバンクを利用して旅の思い出を登録していただき、思い出が受け継がれていく取り組みも行っています。また2階の図書館フロアの海岸側に面した読書スペースは、是非多くの県民の皆さまにも訪れていただき、その素晴らしいロケーションを体感していただきたいと思います。

開館34日目の6月6日には、来館者1万人も突破し、隣接する恩納村博物館、恩納の駅「なかゆくい市場」と連携し立地の優位性をいかし、気軽に利用者が読書を楽しめる空間づくりに向けて取り組んでまいります。

表紙写真・文 < 恩納村役場 総務課 >

リレーエッセイ

Relay Essay



～人材育成と観光資源の開発・創出～

恩納村長
なが はま よし み
長 浜 善 巳

沖縄本島を代表するリゾートスポット「恩納村」は、海と山と文化に恵まれ、活気と魅力あふれた村として、年間350万人以上の観光客が訪れております。今後増大する個人や家族での旅行需要に対応した観光による新たな地域振興を促進するとともに、余暇時間の増大を踏まえた通年滞在型の質の高い観光・リゾート関連産業の持続的発展に資するよう、観光リゾート村、恩納村を全国へ発信してまいります。そして、この恵まれた自然環境は、本村のみならず沖縄県の重要な観光資源であり、その保全は、私たちの世代に課せられた重大な使命であると認識しております。

その様な中、恩納村の観光リゾート産業は、地域特性を活かした基幹産業として飛躍的な発展を遂げ、本村経済の自立発展を図るとともに、「観光立村」を目指す上で長期ビジョンを視野にいたした総合的戦略が不可欠であり、これまで様々な観光振興施策に取り組んでまいりました。今後は、地域の自然、歴史、文化等の特性を活かした、観光交流事業等を推進し、村民や地域、企業の皆さんと行政が一緒になって知恵と工夫を凝らして、他地域とは一味もふた味も違う存在感のある「おんなブランド」を構築していきたいと考えております。

その一環として、観光産業を担う人材や観光の視点から地域づくりを担う人材、国際的視野を持つグローバルな人材など、幅

広い人材を育成するための、観光専門部署として「観光協会設立準備室」を設置し、平成28年度の開設に向け取り組んでいるところであります。

また、活気あふれた豊かな村にするため、村民の皆さんと力をあわせて取り組むとともに、それを担う村職員の人材育成の必要性は言うまでもありません。私が大変うれしく頼もしく感じるのは、教育や環境、福祉など様々な分野で、村民の皆様が自らの手による活発な活動が行われており、自分たちの村は自分たちで築いていこうという皆さんの思いや主体的な行動の拡大が大きなパワーになるものと確信しております。

私は、これら地域の様々な課題を解決していくためには、村民の皆様と行政が共に考え、力をあわせ、心をつなげて取り組んでいくことが大変重要であると思うと同時に、「青と緑が織りなす活気あふれる恩納村」の村づくりをスローガンに行政を推進して参りたいと思います。

そして、住民が安定して暮らせる夢のある村づくりの実現に向け、恩納村農水産物販売センター「おんなの駅」をはじめ、「農林水産業」の活性化、「福祉」の充実、「観光振興」並びに「教育振興」であります。これらの振興策に真摯に取り組むと同時に健全財政を堅持しながら、時には大胆に夢のある村づくりと村政運営に努めて参りたいと考えております。

～沖縄の医療史：琉球王朝から自治派遣前夜まで～



公益社団法人地域医療振興協会

沖縄地域医療支援センター長 崎原 永作

沖縄県町村会事務局の依頼により本県の離島医療についてご報告させていただいています。公益社団法人地域医療振興協会沖縄地域医療支援センターの崎原です。

今回は本県の医療の歴史を紐解いてみたいと思います。

沖縄の医療史を語る時、一番に取り上げなければならない偉大な先人がいた事をご存知でしょうか？

その名は高嶺徳明。琉球王府の外交官であり、医師であった徳明の偉業を讃える記念碑が琉大医学部入り口に沖縄県医師会によって1993年に建立されました。

時は琉球王朝時代。世間に広く伝承されていた民間療法が医学の主流であった時代。琉球王府は海外との貿易の際に見聞きしたであろう外国の『進んだ医学』を我が国に取り入れようと、日本（薩摩）や中国（福州か北京）に医学留学生を派遣します。高嶺徳明が生まれたのは丁度その頃。幼少時より福州に数年間滞在したこともあり、中国語に習熟していたために、後に琉球王府の中国語の通訳に抜擢されます。時の琉球王の尚貞は孫の尚益に口唇裂があることに心を痛み、その修復術が福州にあることを知り、徳明にこの術の習得を命じたとい

います。その命に従い、徳明は福州に赴き、秘伝とされていた手術を習得して、35歳の時に帰国し、見事に王孫の尚益の口唇裂手術を成功させます。その術式は後に薩摩へ伝わることとなるのですが、実はこの手術、全身麻酔下で行われたとの説が有力なのです。もし徳明の全身麻酔が事実とすれば、日本で初めて全身麻酔を成功させたと言われている華岡青洲の百年前という大偉業となります。琉大医学部へお出かけの際は、偉人高嶺徳明の記念碑を探してみてくださいね。

さて、このように琉球王朝時代、医療は独自の発展を遂げていましたが、19世紀の後半になると、状況が一変します。

明治維新が進む中、廃藩置県により琉球国は解体され、日本の一県に組み込まれていきました（琉球処分：1879年）。それにより沖縄県も全国と同様に近代化に向けて医療制度の法令などが逐次適応されることとなりました。廃藩置県の年には、沖縄県病院が設置され、病院附属の医学講習所も創設され（1885～1912）、172名の医師を養成したと記録されています。こうして、日本の医療制度に適応させていき、少しずつ落ち着きを取り戻していたころ、またし

ても沖縄は時代に翻弄されます。昭和 20 年、第二次世界大戦が勃発し、同年 4 月 1 日、米軍が沖縄本島に上陸してきました。『鉄の暴風雨』に例えられた米軍の攻撃は壮絶さを極め、艦砲射撃は 20 万発、大砲 200 万発にのぼり、沖縄の地形を変えたと言われています。

わずか 3 ヶ月間の沖縄戦で、県医療の中核的存在であった沖縄県病院は消滅し、数多くの県民とともに医療人も失われ、戦後招集された医師の総数はわずか 64 名だったとの事。この壊滅的な状況下で、医療行政も米軍府令・布告等によって、実施されることとなりました。

その対策の一つに昭和 26 年から始まった医介輔制度がありました。戦前の医師の医療助手や衛生兵などの医療経験者に認定試験を実施し、資格を取得したものは官営医療機関に勤務したり、介輔診療所を開設したりして、へき地・離島医療に大いに貢献しました。昭和 26 年には沖縄・奄美群島で 125 名の公認医介輔がいましたが、昭和 28 年の奄美群島の日本復帰に伴い、奄美群島の介輔 28 名は資格を失いました。本県においては日本復帰後も特別措置法により、医療の恵まれない地域において医師及び保健所長の監督のもとに診療に従事できることになりました。終戦後しばらくして、琉球政府が創設され、立法院、行政府、裁判所を置き、一国としての政治、行政が展開され医療体制の整備も進められました。昭和 28 年には国費沖縄学生制度がスタートしました。医学、歯学を始め、薬学、理工学、文化系など毎年 1 回全県統一試験を実施し合格者を本土の大学へ派遣していました。昭和 52 年からは医学、歯学専攻

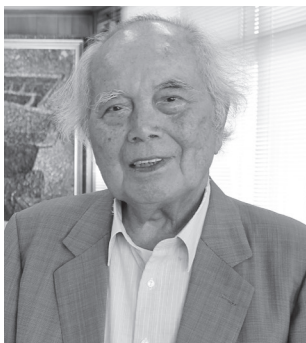
のみの派遣が継続されましたが、琉球大学医学部の設置に伴い、昭和 55 年で終了しました。その間、総勢 962 名の学生を本土の大学に派遣した中で、909 名が卒業し、703 名が沖縄に帰還しています。ところが、一旦打ち切りになった国費制度でしたが、離島・へき地の医師不足の早期解消にはまだこの制度が必要であるとの声が上がリ、昭和 57 年から 5 年間の期限付きで再開されました。この新国費制度はすでに離島・へき地への卒業生の派遣が始まっていた自治医大にならって、離島・へき地へ勤務する義務を負っていました。5 年間で 45 名の学生を送り出し、43 名が卒業し、35 名が離島・へき地義務を終了しました。またこのような施策と平行して、県は日本統治時代に日本の医師免許を持ち、日本語を話せる韓国と台湾の医師の招聘にも乗り出していました。昭和 49 年 4 月に韓国政府、大韓医学協会及び大邱市医師会に対し要請団を派遣した結果、同年 11 月に 6 名の韓国人医師が来県し、5 離島診療所と 1 保健所に勤務することになりました。台湾人医師も復帰直後から 1～2 ヶ所の離島診療所に採用されていました。こうした数々の施策にも関わらず、本県の離島診療所は昭和 55 年度は全 22 ヶ所のうち、医介輔 9 名、韓国人医師 4 名、台湾人医師 2 名、そして日本人医師は 2 名で、休診中の診療所が 5 ヶ所という状況でした。

そして、待望の自治医大卒業医師の離島診療所への派遣が昭和 56 年の 4 月よりいよいよ開始されることとなります。

(次号につづく)

沖縄市町村今昔

この人に聞く⑧



元大宜味村長

しんじょう しげまさ
新城 繁正

昭和6年12月20日生まれ。

昭和28年に琉球大学師範科を卒業後、26年間、中・高等学校教諭、社会教育主事、中学校教頭教諭を歴任され教育行政の発展に寄与された。

そして、氏の行政手腕、人柄を評価され昭和54年より助役として3年間村長を補佐し、更に昭和57年10月には村民から絶大な信頼と評価を受け村長に就任。以来3期12年にわたって行政運営に携わり、社会福祉の向上、教育・文化の振興、産業経済の発展等、県政並びに村政発展に多大な貢献をされた。

— 大宜味村長を3期12年務められ村政に大きな功績を遺し、その後も強い影響力を持ち続けている新城繁政さんにお聞きしております。前回は、沖縄戦から、戦後の琉球大学時代、そして沖縄教職員会の青年部長のころまでお聞きしました。

教員から大宜見村の助役に転身するのが昭和57年、西暦でいうと1982年です。その経緯はどのようなことだったのでしょか。

新城 実は、助役就任は私にとって良かったのか、悪かったのか、今でもよくわかりません。私の前の根路銘村長の時代でしたが、助役の山川さんがお辞めになって、次の助役は誰にしようかとなかなかまとまらなかったそうです。私はそのとき国頭中学の教頭で、赴任して1年が過ぎたときです。私の出身の塩屋の村議さんが、「今、助役で困っているんだけど、新城君、白羽

の矢がたっているのはあんただよ」と。なんで学校の先生が行政の助役になるんだと断りました。私は教育事務所勤務から教育の現場に戻っているところで、教頭になりこれから校長になると、それが普通の歩みなので、そこを歩もうと思っていました。ところが、6月頃から、每晚私の自宅に部落出身の議員さんがみえて「なんとか考えてくれ」と。

新しい国頭中学校に教頭として来て2年目だし…。私は家内とどうしようかと話をしました。教員だったら定年まで勤められるけれど、行政の特別職になると4年が任期だから、4年で職を失ってしまうかもしれない。子供たちもこれから大きくなるという話もしました。家内には、「もし私が助役を受けたら、4年後あなたの力で生活しなければいけないよ、覚悟して。」と言いました。しかし結局、家内も「そこまできたら世の為にいいんじゃないのか。」と

なり、最後は決意したんです。私が助役に就任したのが…7月の…

全会一致で助役に就任

— 7月10日、48歳の時ですね。

新城 学校に赴任してまだ日が浅く、子供たちに対しても申し訳ないとも思いましたし、教頭先生は短期間勤めるためにみえたのかなと思われるのではないかと思ったりもしました。しかし、国頭中学の優秀な教員が私の決断におおいに賛同して「教頭先生は行政向きだよ。大宜味村からこんなに請われているのだからOKして下さい。」と言われました。仲間の先生方から激励を受けて、それで役場に返答したのです。「行きますよ」と。議会では新城繁正を助役にする議案を全会一致で可決したそうです。国頭の教育委員会でも、「あなたは社会教育もやったし、むしろ行政が向いているよ」と激励を受けました。

— 役場にはすぐになじみましたか。

新城 助役という仕事はともかくとして、私が学校から行政に入ってきたという事で、当時の職員は「なんで学校の教頭が役場の助役になるのか」と。歓迎しない雰囲気もありました。役場は役場なのだから、役場の職員の承認がいるのではないかと、職員からは喜ばれなかったと私には思えました。しかし、役場に助役が不在では困るものだから、結局職員の大半は、うまくやろうじゃないか、私を迎えないといけないということになり、私も抵抗を感じず仕事を滑り出すことができたんです。

— 当時は根路銘安昌村長ですね。根路銘さんとは親しい間柄だったのですか。

新城 根路銘村長は、喜如嘉校区の謝名城の出身です。私は国頭の教育事務所に行く前は、喜如嘉中学校の教員をしていたことがあります。その時、根路銘村長がPTAの会長をなさったことがあるんです。私は3年生の担任で、教務主任という、学校でも中堅的な仕事をしていました。学校のPTAの行事の時などで、飲んだら皆で



新城繁正氏（左）と聞き手の仲地先生（右）

根路銘村長の家に押しかけて行く…そういう仲になっていたんです。だから村長に対して全く心置きなくといただけますか、先輩のところに行くんだったら別に心配もないなという感じで、ほとんど心配なかったです。

— 根路銘村長時代の最後の助役ですね。根路銘さんは何期勤められたのですか。

新城 5期で20年です。私は根路銘村長時代に助役を3年務め、その後を継いで村長になります。議会でも、村長は耳が不自由なところがあってときどき聞き取れない時がありましたから、助役の私は村長のそばに座って、今の議員さんはこういうことを言っていると速記して渡すなど、補佐役を務めていました。本人から、もうそろそろ村長の職を辞するからという話もありました。根路銘村長が5期目を満了し、勇退されたものですから、私が後継者ということとなりました。

51歳で村長に 福祉村の建設に

— 選挙は無しで。

新城 そうです。その時は無投票でした。2期目までは無投票でしたが、3期目是对立候補が出ました。高校の現職の先生の平良真六さん。真六さんは、根路銘村政・新城村政では村は栄えない、もう少しなんとかせんといかんということで立候補してきました。彼は商業が専門でしたから、振興策で大宜味村の将来像を考えたと思います。根路銘先輩は、「いや、もうお前がやると決めたんだから、お前を支持するから立て」ということで、結局は本格的な選挙戦に



なったわけです。

— 村長時代に思い出に残る仕事はなんでしょう。

新城 村長という仕事は苦勞の連続ですけど、最初にぶつかったのは福祉施設です。根路銘村長の時代、大宜味村に福祉施設を誘致しようということになり、本村出身の先輩方、社会福祉協議会の親川富蔵さんや沖縄コロニーの山城栄盛さん、眼科医の新里幸徳先生などと相談して一心福祉会という法人を組織して、本村に「一心療護園」という体の不自由な方の施設をつくりました。施設を作ったのは沼地のようなところで、私はたまたま助役という職名で現場に行ったりしましたが、まだ全く助役らしい助役ではないわけで、なんでこんな場所に作るのかと思っていた位です。

施設が開所したのは、助役3年目になっていました。私は出席者の一人として落成式に出席しました。大宜味村で私も含めて一番懸案であったことが、目に見えて出来あがってきたというか、うまく出来たというか、これから大宜味は福祉村だという目標みたいなものができました。

— これは今でもあるのですか。

新城 この施設は、もとはマングローブの茂る沼地で、満潮時になると潮が入ってくるような敷地に建物があったのです。埋立て地で、毎年沈下していき、これはいざれ移転しないといけないと話していました。東日本大震災のような津波が来たら一心療護園はひとたまりもない、そのままだと利用者は全員救助出来ない、職員も大変だよという話になって移転の機運が高まりました。県も現場を見て分かっているものですから、移転話を持って行ったら大賛成だということで移転を許可したわけです。移転は、同じ一心福祉会の施設がある江州、津波山です。ここは海拔50メートル以上ありますかね、全然心配ない所です。

津波山には、村有地が3万坪あり、知的障害者の授産施設の「えすの里」、特別養護老人施設「やんばるの家」もあります。

土地買い戻しで奮戦

— 一心福祉会の福祉施設が充実していきますが、ご苦労もあったと思います。

新城 苦労したのは用地です。津波山は、もともとは琉球政府時代に国立国民年金保養センター建設用地として村有地を大宜味村が整地し、琉球政府社会保険庁が買い上げた土地でした。ところが国立の年金保養センターは、南部の佐敷町（今の南城市）にもっていかれ、その後ユインチホテルになっています。大宜味は誘致合戦に敗れ、土地は放置され荒地となっていました。これを買戻し、福祉施設を作りたい。これをどんなふうにするか、村長になった時期にこの大きな仕事にぶつかったわけです。当初は無償譲渡で折衝しました。県庁や総合事務局に度々出かけました。しかし、国有地の無償譲渡はできないとハードルは

高く、私も腹を決めて買うことにしました。最後は、直接保険庁長官に直訴しました。

— 長官に会えるというのは異例ではないでしょうか。

新城 普通私が行っても課長クラスの対応ですが、どの議員さんが社会保険庁長官に掛け合ったのかも覚えていませんが、沖縄開発庁長官経験者だと聞いています。その方がたまたま当時の保険庁長官の上司みたいな関係だったということで、保険庁長官に電話入れて大宜味村長が会いに来ているのだが直接会ってくれないか、と仲介してくれたようです。私と山城さんと2人保険庁に行きました。課長にお会いできるかと思ったら、課長どころではなく長官が待っていますよという話になりまして、これは千載一遇のチャンスです。長官は、「はい、事情はわかりました、なんとかうまく運ぶように考えておきましょう。」という話でした。長官のあのお言葉だと出来そうだなと、私も希望を強く持って、「よし、それでは早く資金を集めよう。」となりました。帰ってからすぐに「いいですよ、この土地を大宜味に戻しますよ」と返事がありました。実際の金額はもう覚えていませんが、村が道路を準備したことなどある程度考慮されたと思います。議会の協力を得て、買戻したのが平成5年（1993年）1月で、えすの里、やんばるの家ができます。

心療護園の移転で三つの施設が整然と並び津波山はいまや一つの村ですよ、私は「夢に思っていた福祉村が今、津波山に芽吹いたよ」という言葉を使って、施設の落成を祝いました。

— 1期目の大仕事は、成功しましたね。

新城 大仕事です。福祉施設はでき、雇

用は増えました。

村職員の給料問題

— ところで、議会は難しかったですか。

新城 あの頃議員は16名いましたが、ことあるごとに反対する議員さんもいました。組合は、私が助役で来た時おもしろくなかった。「なんで学校の教頭さんが来るんだ。役場にも人材は沢山いるじゃないか」と私を決して歓迎していないわけです。その組合の皆さんの声がこの議員さんの後押しになっているわけです。私には散々抵抗するわけで本当に苦しかったです。その議員さんとは1対1で「何が原因ですか」とか、「私が悪い村政やっているのか、それとも何かあるのですか」とか話し合ったこともあります。何も言わないのです。村有地の問題でも一つでも間違ったら絶対許さんと。とうとう最後まで「村長いっしょに頑張りましょう」という話は出来なかったです。これがなかったら私はこんなに苦勞しなかったかもしれない、と思っています。

— 組合が村長と対立したのは、外部から来たという感情の問題だけですか

新城 給与の問題がありました。当時大宜味村の公務員給与は通し号給だったので。通し号給でやっていたのは、恩納村と大宜味村だけが残っていました。前村長の根路銘さんもこれは直しきれなかったわけです。むしろ組合から推されて村長任期の間ずっと通し号給だったわけです。

— 通し号給とは、職種や責任の度合いに関係なく毎年昇給する制度ですね。ヒラの職員が責任の重い幹部より高給に

なったりしました。自治省や県庁が、強力に是正の指導をしていました。

新城 そうです。私が村長になり、率直に責任に応じた等級制にしたほうがいいと。給与改善の必要を訴えました。そしてら組合から猛烈に反対されました。「今までの村長はやらないのに、なんであんたが来てから給与改正するんだ」と言われましたが、私は絶対やるという決意でした。組合の抵抗が2ヶ年くらい続きました。革新の強い中頭の市町村でもだんだん是正されていました。国の公務員の給料が100とすると当時の大宜味村は105ぐらいありました。

— 国家公務員の給料を100として自治体の給料を比較するラスパイレス指数ですね。

新城 ラスパイレス指数です。県庁からもしょっちゅう言われるわけですよ。「大宜味村は、県や国並みに給料下げないとだめだよ。」と、助成や補助金の要請で県庁に行くたびに言われました。給与改正しようとする、保守行政だと批判されましたが、「何をいうんだ、適正な給料に直すのに保守も革新もない。」と反論しました。

組合に説明して、団交も何回かして、議会も徐々に理解してきました。僕は憎まれてもやると。これは根路銘村長もできなかったことなんです。ようやく他市町村並みになりました。私が外部からきて、これだけやり遂げたという感じです。今はラスパイレスはたぶん90未満だと思います。給与改善は内政ですが苦勞しました。第一に味方がいなかったんですよ。私が相談する人が居なかった。

時代が求めた村長

— 助役は。

新城 給料問題では助役は何もできなかった。県庁から来た助役も、内部から成り上がった助役もいたんですが、給料改善なんて言うとすぐに組合で蜂の巣みたいになるもんだから手をつけないんですね。そういう環境でした。給料問題があるところに私が村長になったので、やっぱり自分がやらないと、と。これをそのまま放っておいたら大宜味村はどうなったかという自負心もありますよ。

— やっぱりその時代が要求した村長だったんでしょね。

新城 大宜味も他の市町村と同じになるよ、今に見てろ、大宜味もあなたたちに絶対に負けないようになるよと、頑張りましたけれども年金保養センターは、先ほども話しましたが、大宜味村も誘致に動きました。そしたら、当時の佐敷町長は山城時正さんでしたか、たまたま国会議員には、南部出身の有名な大城眞順先生がいらしたわけ。やんばるには国会議員は当時は誰かおられたかな、あまり私らのためには頼りにはならなかったが、結局佐敷町にもっていかれました。



— 2期目の出来事は。

新城 国体ですね。前の村長の時に、どの種目を希望するか、調査があったみたいです。大宜味村からは、塩屋湾の漕艇と、山を利用したアーチェリーとあと1つ何か、3種目くらいと手を挙げたらしいです。会場を設定するには那覇からの距離も勘案されるようで、大宜味なんかは那覇空港からだいぶ遠い所にあるから、なかなか希望する種目が来ないわけです。それで最後に決まったのが、塩屋湾を利用した漕艇です。

— 漕艇というとボートですか。

新城 ボートです。塩屋湾は多少天候が変わっても競技ができます。干満もそんなにない、ということで大宜味に決まったようです。泡瀬など何力所か希望したところがあつたらしいですがね。

決まったことは決まりましたが、これもまた難しい。ボート協会はもちろん、ボートわかる人もいない、経験のないことを希望して、はたしてできるか内心心配もあります。

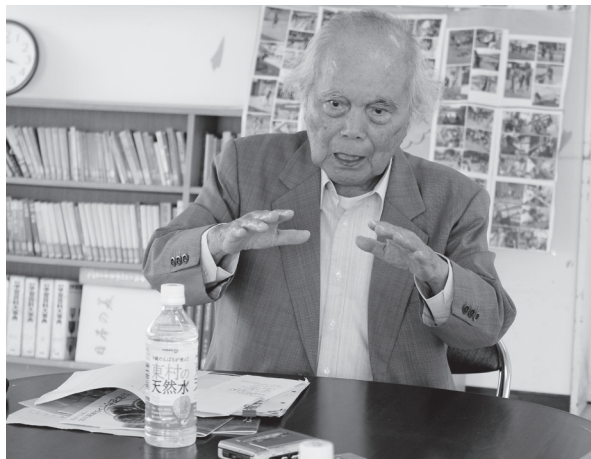
でも、福祉関係も一通り済んだものだから、よし、ひとつこれで村おこしというか、やってみようかと決心しました。ちょうど2期目でした。昭和60年かな。それから2年くらいしか準備期間がありません。周辺施設や宿泊所やらもあります。

県庁に行ったり、当時は銀行とかそういうとこにえらい漕艇マンがいたんですよ。その方々を掘り起こして、ボート協会をつかって、会長は、辺土名高校の体育の先生の平良仲興先生にお願いしました。

— 無事成功しましたか。

新城 辺土名高校に、ボートの経験が

ある教員が配置され、高校生を強化し、国体選手に仕上げるわけです。女子も男子も。国体は、辺土名高校というよりは沖縄県代表ということになるんですが、選手はほとんどが辺土名高校です。国体は、地元配慮があるそうで、組み合わせも沖縄県は他の力の弱い県と組み合わせたりして、上位なるようになっていた。結局たしか3位かな、シングルスは1位だったんじゃないかな。



— 辺土名高校は今も漕艇をやっていますか。

新城 はい。一応はやっていますよ。但しもう今は、入学する生徒も定員の何割しかいないので、結局は鍛える子供たちがいない、指導の先生も転勤して今は中部が盛んです。

成功した民泊

— 漕艇の施設も大分作りましたか。

新城 艇庫や歩道は県の土木に交渉して作ってもらいました。本部役員の皆さんが泊まるホテルは、大宜味出身の友寄善光さんが近代的なホテルを作りました。一般の方々、名護に宿泊し、高校生は地域で交流した方がいいと村内で民泊をしました。300名ほどいたと思いますが、これは成功しました。

終わってからは、もう情が移って、高校生は地域の人とは孫ぐらいになるものだから、おばあなんかだと自分の孫のような感じで、終わって帰る時なんかは、本当に泣いてね。また来なさいよ、結婚するときなんか…こんな話して、もう別れが辛い。今もそうですが、当時もその民泊受けた方々は、受けるときにはあんまり賛成しな

いんだけど、帰る時にはもう泣いてしまっているんですよ。そのおかげで、帰ってその後大学へ行ったり、あるいは結婚したりした方々がいらして、民泊のお父さんとかお母さんと呼んでいるのです。3日、4日ぐらいの間にね。お母さん訪ねてきたとか、民泊との交流が続いてね。国体で残ったものというのはそんなものでしょうね、人間的には。

国体を契機に簡易水道を敷設

— 新城村長の大きな業績の一つが簡易水道ですね

新城 これも私にとって大事な仕事でした。これも国体に関係あるんです。今までの水は各部落単位に、湧水を水源にして引っ張ってきている、それぞれの地域でね。これは衛生面でも安心できないわけです。国体もあることですし。それではいかんということで、特に水は重要だからということで、国体が来るまでに水道を通そうと計画しました。村一円に大宜味村の村営簡易水道構想です。

— 水源は。

新城 水源地をあちこち探しました。と

ところが、総論賛成各論反対で、自分の地域は駄目だというんです。村有地になったら使えないから、水はくれないというわけ。水量の多いところ、田嘉里辺りは、あちらの出してくる条件が厳しかったんです。水をあげるかわりに、村民税を免除してくれと。平南、津波の水量も多いので、「よし、津波のほうへお願いしよう」と。津波の方は理解がありました。「いいですよ、そういう事情ならば津波の水も皆さんで使って、役に立ったほうがいい。」と。

ところが、この上流に名護市の廃棄物捨て場があるということなんです。この平南川は、名護の源河まで続いているのですが、その源河の山に、名護市の廃棄物を捨てている。これは困ったなと、名護にかけあいました。「あんたたちが捨てたごみ処理場から、雨が降ると汚水がうちの水源予定地に流れてきてる。これなんとか考えないか」と言ったら、向こうが分かってくれて「ゴミ捨て場を変えましょう。」ということになった。こうして平南の水を水源に使用して、村全域に山の上まで水道を敷設しました。水源自体から、ポンプアップして何力所かに移して、山のてっぺんに一挙に全部水がひけるようになってるんです。それは当然国体のおかげです。国体があって、良質な水を民泊でもどこでもあげないといかんという使命感があったもんだからできたことです。

— 県民の水源地となっている村にもかかわらず水道は大変だったのですね。

新城 水道で今思い出すのは、嶺井政治さん。当時、県の企業局長でした。屋我地のご出身です。企業局は大宜味村内の二級河川から水を取っているのです。「あなた

たち、ただで大宜味村から水を取っているが、それはいかんよ。水を取る代金を少し大宜味村にくれないとだめだよ」と。

— これの名目は取水料とか…

新城 そうそう。取水料です。こんなに安くでは大宜味村は売りません。「嶺井先輩、考えてみなさい。大宜味村の河川から2000立米水を取っているんですよ。あなたたちが普段使っている水、計算してみて下さい。どのくらいの値段なるかね」と。2000立米取っているとすると、年間2000万とか4000万とか…せめて1億はどうかと。

— これは実現するんですか。

新城 実現しました。県の企業局から入るんです。今は水源基金というのがありまして。幸いに嶺井局長は1億…最後は1億何千万か上積みしてくれました。我々はそれを使って、山の上まで水をあげているのです。その事業ももちろん国や県の補助金も入っていますよ。

— 今回は村長時代のお仕事についてお聞きしました。革新村大宜味の話などこの続きはまた次号でお願いします。

(聞き手・仲地博)



あのまち このむら No.2



本部町

本部町は、本島北部の本部半島西部に位置し、天然ビーチや亜熱帯植物の森など豊かな自然が残る町です。年間 300 万人が訪れる「沖縄美ら海水族館」や沖縄そばの数々の名店をはじめ、日本一早い桜が楽しめる八重岳や、樹齢 300 年のフクギが連なる備瀬のフクギ並木など見どころ満載な地域です。

豊富な特産品



特産品開発に力を入れている本部町は年々新しい特産品が生まれています。

なかでもおすすめなのは、ヤギ。ピーラオーラサイ(羊の闘い)がもともと有名である瀬底島ではヤギのブランド化を図り、ヤギ汁、ヤギ刺しはもちろん、それらをレトルト商品化しており、本部町ならではの特産品となっています。

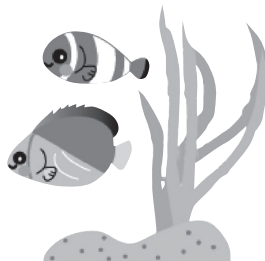
そして、本部町といっではかせないのがアセロラです。アセロラはほんの1cm 大ほどの小粒な果実ながら、100 グラムあたりのビタミンCはレモンに比べ 34 倍も含まれ、ビタミン

Eやベーターカロチンなどそのほかの栄養価も高く、疲労回復、美容健康効果に注目されています。時期になると販売されるアセロラフレッシュのアセロラジュースは余計なものが入っておらず、アセロラ本来の味が口の中いっぱい広がります。

他にも、カツオ、タンカン、パイン、蘭などなど、魅力的な特産品が豊富な町です。



もとぶ香ネギ
復活プロジェクトにより約 50 年のときを越えて復活した本部町独自の在来島ヤサイ。香りが良く甘みがあり、ネギ独自の旨み強いのが特徴です。



フクギの里

本部町備瀬は、昔ながらの風景をじっくりと堪能でき、沖縄の原風景を残す数少ない場所。集落が碁盤の目のように区画されており、230戸あまりの住宅のほとんどは繁茂したフクギに囲まれています。「福を呼ぶ木」とも言われているフクギは、防風林の他に垣根としての役割を持ち、その垣根が連なって、およそ1キロメートルの並木道を作っています。

琉球王朝時代に活躍した蔡温（さいおん）が、中国で学んだ風水を応用して植えたと言われていますが、とても成長が遅い木なので、苗木を

植えた先祖の方々はその恩恵には与っておりません。子孫や未来の地域を守るために植えられたといわれ、まさに先人たちからの贈りもの。「ゆいまーる」の精神で支えあって生きてきた古き良き時代の心や風景が、今なおこの集落の中で守られ活かされ続けています。

本部町は平成27年2月9日に「フクギの里」宣言をし、先人たちがこれまで築き上げてきた歴史に感謝し、その想いを忘れることなくフクギを大切に受け継いでいくと宣言しました。

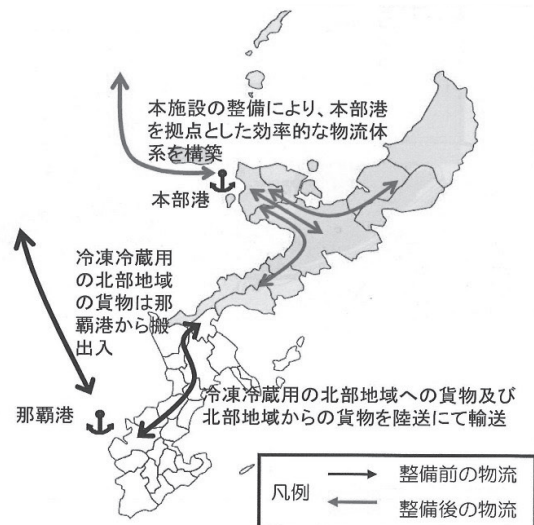


物流拠点施設整備事～本部港・本土航路の拡充推進を目指して～

まちの取組み

冷蔵庫機能を有した物流・保管施設等が未整備であった頃、沖縄県北部地域において農林水産物を本土向けに出荷する場合、一旦那覇までトラック輸送して、那覇港や那覇空港から出荷していました。このような非効率な輸送携帯から生産者は大きな輸送経費の負担を強いられるうえ、所得低下にも影響を及ぼし、対中南部地域と比較すると産業競争力を削ぐ結果となっていました。

この状況下を脱するため、本部町は平成23年度に大型冷凍冷蔵倉庫の整備を行い、那覇港に一極集中している物流機能を分散し、本部港を活用した沖縄全体の物流連携システムの構築に取り組んでいます。現在は航路運航の社会実験を継続的に実施し、航路開設・定着を目指しているところです。



VIVA! あじさいオバ〜



あじさいオバ〜とは、本部町観光名所「よへなあじさい園」のオーナーの饒平名ウトさん。なんと現在98歳で現役の庭いじり師。町政功労賞、沖縄タイムス地域貢献賞を受賞された本部町自慢のオバ〜です。

5月中旬から6月下旬まで観賞できる「よへなあじさい園」ですが、そのわずか1ヶ月半の開花時期のために、お子さんやお孫さんたちも家族一丸となり365日手間ひまかけて育てています。

ウトさんと紫陽花の出会いは約40年前。みかん畑に植えた3徐々に増えていき現在のあじさい園となりました。

約1万㎡の山の斜面に1万株、30万輪余り、約30種のあじさいが咲き、園内に入ると辺り一面青色のあじさい

が出迎えてくれます。個人所有の畑とは言えその規模は圧巻! 辺り一面青色の絶景に誰もが声をあげて驚きます。

入場料の安さにも驚き。今でも300円なのです。なぜこんなに安いかというと、地元の人が毎年気軽にここに来て喜んでもらえるのが一番嬉しいからだそう。

人との出会いや心を大切にしているウトさん。本部町だけではなく、わたしたち県民の誇りです。



ウトさんと三女の洋子さん

元気いっぱい本部町へみなさんあそびにきてくださーい! ♪★☆☆



改正行政不服審査法の概要と課題

早稲田大学法務研究科修了
法務博士（専門職）
前津 健治

1 はじめに

旧行政不服審査法（以下「旧行審法」という。）は、1962年（昭和37年）に制定されてから50年以上、実質的な改正は行われてこなかった。しかし、行政の透明性、公正性を求め、国民の意識は大きく変わってきており、平成5年に行政手続法の制定、平成16年には行政事件訴訟法の改正が行われてきた。

かかる関係法制度の整備・拡充を踏まえ、国民が行政庁に不服を申し立てる制度についても、①公正性の向上、②使いやすさの向上、③国民の救済手段の充実・拡大の観点から、制定後50年ぶりに抜本的に見直され、平成26年6月6日に成立、同月13日に公布された。改正された行政不服審査法（以下「改正行審法」という。）は公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される（同法附則1条）。同法の概要と地方公共団体の課題について検討したい。

2 主な改正点

改正行審法の目的は、「行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保すること」（改正行審法1条1項）にある。

行政不服審査制度は、「行政庁に対する不服申立て」という点で、裁判所が審査する行政事件訴訟よりも「簡易迅速」に行政庁による国民の権利利益侵害への救済を図ることができるとともに、「行政の適正な運営を確保」することができる。また、審査対象となる処分を「違法又は不当な処分」とし、違法性のみを審査対象とする行政事件訴訟（以下、「行訴法」という。）よりも審査対象を広くすることで、救済の幅を広げている。

そして、旧行審法が「簡易迅速な手続」とだけ規定していたのに対し、改正行審法は「公正な手続」という文言を加えている。改正行審法は審理員、行政不服審査会等や審査請求人の権利拡充に関する規定を創設したことにより、「公正」性を向上させた。

改正行審法のポイントとしては、（1）不服申立ての種類の一元化、（2）「審理員」による審理手続導入、（3）「行政不服審査会等」への諮問手続の導入がある。

(1) 不服申立ての種類の一元化

旧行審法は、処分庁に上級行政庁がないとき等に不服申立ての手段として異議申立てを定めていた（旧行審法6条）。しかし、使いやすさの向上のため、改正行審法では、不服申立ては「審査請求」に一元化された。

もともと、法律の規定がある場合に、再調査請求、再審査請求といった不服申立て手続を例外的に認めている（改正行審法5条、6条）。

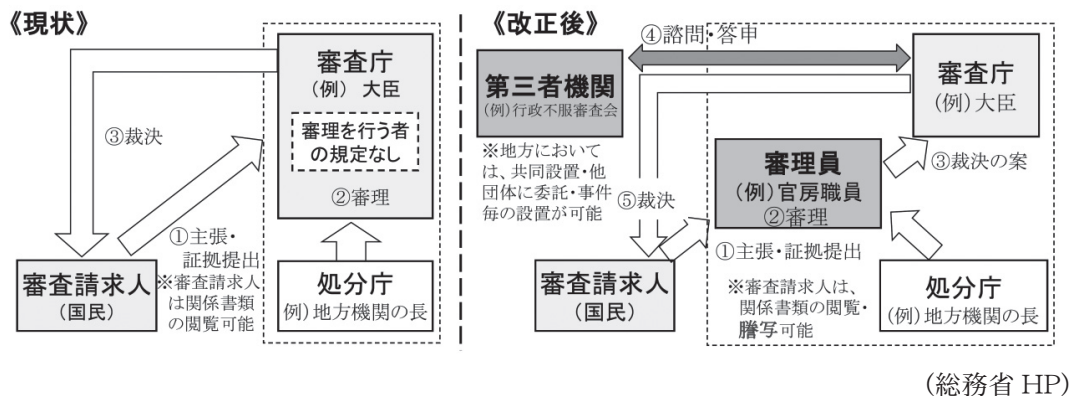
(2) 「審理員」による審理手続の導入

旧行審法では、審理手続を行う者についての明文は無かったため、審査庁から独立した者による審査は保障されていなかった。そこで、公正性の向上のため、改正行審法では、審査請求について利害関係を有しない「審理員」による審査手続を導入した。

(3) 「行政不服審査会等」への諮問手続の導入

旧行審法では、諮問機関についての規定はなかった。そこで、公正性の向上のため、有識者からなる第三者機関として「行政不服審査会等」を創設した。

以下、さらに詳しく改正点を見ていくこととする。



3 審査請求への一元化

(1) 審査請求

旧行審法では、処分庁又は不作為庁（以下「処分庁等」という。）以外の行政庁に対してする不服申立てを審査請求、処分庁等に対してする不服申立てを異議申立てとし、処分については原則として、処分庁に上級行政庁あるときは審査請求（旧行審法5条）、上級行政庁がないときは異議申立てを（同6条）、不作為については自由選択（同7条）としていた。

しかし、審査請求と異議申立てでは手続保証に違いがあった（同22条、23条、33条、48条括弧書参照）。しかも複数の不服申立て手続が併存することは不服申立人にとって分かりにくいものであった。

そこで、改正行審法では、異議申立てを廃止し、不服申立ての手続を「審査請求」に一元化した。審査請求は、行政庁の「処分」と「不作為」についてすることができる（改正行審法2条、3条）。「処分」とは、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」

をいう（同 2 条、1 条 2 項）。旧行審法にはあった権力的事実行為についての規定（旧行審法 2 条 1 項）は削除されたが、改正行審法には「事実上の行為」についての裁決、決定の規定（改正行審法 47 条、59 条 2 項、65 条 2 項）があることから、改正行審法の下においても、「処分」には事実行為が含まれる。「不作為」とは、「法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないこと」をいう（同 3 条括弧書き）。

(2) 審査庁

「審査庁」とは、「第 4 条（審査請求をすべき行政庁）又は他の法律若しくは条例の規定により審査請求がされた行政庁」をいう（改正行審法第 9 条）。

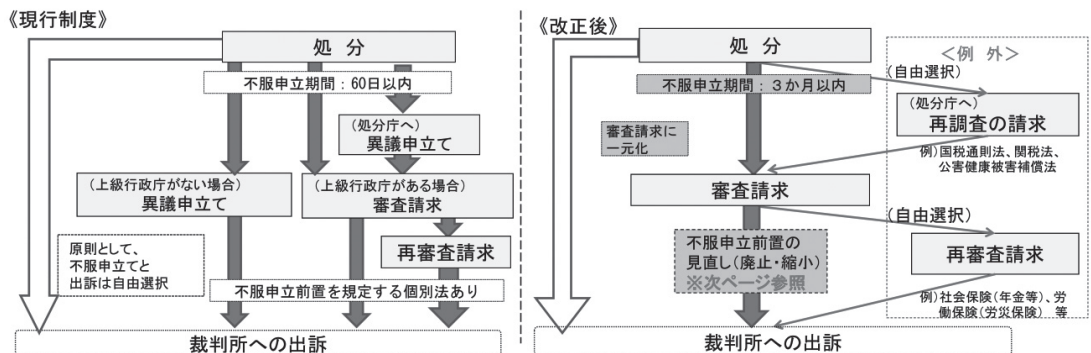
そして、第 4 条によれば「審査庁」は、処分庁等の「最上級行政庁」となる（同 4 条 4 号）のが原則である。処分庁等とは、処分をした行政庁（行政庁）又は不作為に係る行政庁（不作為庁）をいう（同 4 条 1 号）。上級行政庁とは、当該行政事務に関し、処分庁等を指揮監督する権限を有する行政庁をいう。「最上級行政庁」は、かかる上級行政庁のうち、それ以上の上級行政庁を有しない行政庁をいう。

単に上級行政庁に対する審査請求を原則としていた旧行審法に比べ、「最上級行政庁」とすることで、不服審査の判断の統一性確保、審査の公正中立性確保が促進される。

(3) 審査請求期間

処分についての審査請求期間は、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月（改正行審法 18 条 1 項本文）及び処分があった日の翌日から起算して 1 年（同 18 条 2 項本文）である。旧行審法では、処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日であったのに対し、改正後は 3 か月に延長されたことで、国民の利便性の促進を図っている。ただし、例外として、「正当な理由」があるときはこの限りではない（同 18 条 1 項但書、同条 2 項但書）。旧行審法では「やむを得ない理由」としたものを、改正行審法は「正当な理由」として、広く例外要件を認めることで、国民の救済手段の充実・拡大を図っている。

不作為についての審査請求には審査請求期間がない。処分の場合は、法律関係の早期安定の要請から審査請求期間が定められたが、未だ何ら処分のされていない不作為の場合は、かかる要請が働かないためである。



(総務省 HP)

(4) 標準処理期間

標準処理期間とは、審査庁となるべき行政庁の事務所に審査請求が到達してから当該審査に対する裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間である。審査庁となるべき行政庁は、かかる標準処理期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、公示義務が生じる（改正行審法 16 条）。これによって、審理請求人の予測可能性を確保し、審理の遅延を防ぐことができる。

(5) 審査請求書の不備

改正行審法では、審査請求書に不備がある場合の補正、却下について明文が設けられた。審査請求は審査請求書を提出してしなければならないのが原則である（改正行審法 19 条 1 項）。審査請求書が記載事項（同 19 条 2 項ないし 5 項）の規定に違反するときは、審査庁は、相当の期間を定め、不備の補正を命じなければならない（同 23 条）。

審査請求人が当該期間内に不備を補正しないときは、審査庁は審理手続を経ないで裁決で、当該審査請求を却下することができる（同 24 条 1 項）。審査請求が不適法であって補正することができないことが明らかなきも、同様である（同条 2 項）。

このとき、処分庁等が審査庁となり、審査請求書の不備の存否を判断するときにおいては（同 4 条 1 号）、審理員同様、公正性の観点から、処分に関与した者は判断の過程から排除するのが妥当である。

4 審理員による審査手続

(1) 審理員

旧行審法では、審査請求の審理を行う者について法律に規定がなく、原処分関係者が審理を行うことがありえたため、公正性の確保が不十分であった。

そこで、改正行審法では、行政手続法の聴聞主宰者の制度を参考にした審理員制度を採用した。審査請求された行政庁（審査庁）は、審査庁に所属する職員のうちから審理員を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等に通知する（改正行審法 9 条 1 項柱書）。ただし、「審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者」等（同 9 条 2 項各号）除斥事由に該当する者は審理員として指名できない。

したがって、審査請求の審理手続は、原処分に関与していない審理員が中立的立場で主宰することになり、公正性の確保を図ることができる。もっとも、審理員は審査庁に所属する職員から指名されるため、審査庁から完全に独立しているわけではない。裁決権限のある審査庁から完全に独立した者が審理を行うことは、責任の所在を曖昧にし、問題があると考えられるためである。

(3) 審理員となるべき者の名簿

審査庁となるべき行政庁は、審理員となるべき者の名簿を作成する努力義務があるとともに、これを作成したときは、公示義務がある（改正行審法 17 条）。当該名簿を作成

した場合は、名簿に記載されている者から審理員となる者を指名することとなる（同9条1項柱書第2括弧書）。

（4）審理手続

ア 審理手続の計画的進行及び計画的遂行

旧行審法では、審理手続の計画的進行、争点・証拠等の整理手続についての規定はなかったが、迅速かつ公正な審理の実現のため、改正行審法では明記された。審査請求人、参加人、処分庁等の「審理関係人」と審理員は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに審理手続の計画的な進行を図らなければならない（改正行審法28条）。

また、審理員は迅速かつ公正な審理を行うため、一定の要件が充たされると、期日及び場所を指定して、審理関係人を招集し、あらかじめ、審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができる（同37条1項）。

イ 審理員の処分庁等に対する弁明書の提出要求及び記載内容・添付書面

弁明書とは、処分庁による、処分についての審査請求であれば処分を行ったこと、不作為についての審査請求であれば処分を行っていないことの理由を説明した書面である。

旧行審法においては異議申立てには弁明書の提出要求の規定の準用はなく（旧行審法48条括弧書）、審査請求においても、弁明書の提出を求めるか否かは審査庁の裁量とされ（同22条1項）、弁明書の記載内容及び添付書面について規定はなかった。

改正行審法において、審理員には原処分に関与していない者が指名されることから、原処分の理由や審査請求に係る不作為の理由等を処分庁等に弁明させて知る必要がある。そこで、審理員による処分庁等に対する弁明書の提出要求が義務化された（改正行審法29条2項）。このため、弁明書の記載内容及び添付書面も明確化された（同条3項、4項）。かかる弁明書は審理員から審査請求人及び参加人に送付されなければならない、主張・立証の便宜に資することとなる（同条5項）。

ウ 口頭意見陳述における処分庁等の立会いと質問権

行政不服審査においては、書面審査が原則であり、口頭弁論意見陳述は例外である。

旧行審法においても、口頭意見陳述の機会があったものの（旧行審法25条1項但書）、処分庁等を立ち合わせる規定はなく、質問権についても規定がなかった。

改正行審法では、審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、審理員は当該申立をした者（申立人）に口頭で審査請求に係る意見を述べる機会を与えなければならない（改正行審法31条1項）。かかる口頭意見陳述は、審理員が期日及び場所を指定し、全ての審査関係人を招集して行わせる（同条2項）。

さらに、口頭意見陳述に際し、申立人は、審理員の許可を得て、審査請求に係る事件に関し処分庁等に対して質問を発することができるという、質問権を有することとなった（同条5項）。処分庁等に回答義務を明示する規定はないが、質問権を認めるのであれば、何らかの応答があるものと解釈される。

エ 審査請求人等による提出書類等の謄写等の請求

改正前行審法では、提出書類等の閲覧のみが認められていた（旧行審法 33 条 2 項）。改正後行審法では、審査請求人又は参加人は、審理員に対し、閲覧に加えて提出書類等の写しの交付を求めること（謄写）ができることとされた（改正行審法 38 条 1 項 前段）。

オ 参加人・保佐人制度

旧行審法では、利害関係人は、審査庁の許可を得て参加できるものとされていた（旧行審法 24 条 1 項）。改正行審法ではまず、利害関係人とは「審査請求人以外の者であつて、審査請求に係る処分又は不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし、当該処分につき利害関係を有するものと認められる者」と定義された（改正行審法 13 条 括弧書）。そして、利害関係人は審理員の許可を得て当該審査請求に参加することができる（同 13 条 1 項）。

カ 審理手続の終結

旧行審法では規定がなかったが、改正行審法では審理手続の終結について明記された。審理員は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理手続を終結するものとする（同 41 条 1 項）。終結したときは、速やかに、審理関係人に対し、審理手続を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期を通知する（同条 3 項）。

審理員は、審理手続を終結したときは、遅滞なく、審査庁がすべき裁決に関する意見書（「審理員意見書」）を作成しなければならない（同 42 条 1 項）。審理員は、審理員意見書を作成したときは、速やかに、これを事件記録とともに、審査庁に提出しなければならない（同条 2 項）。

5 行政不服審査会等への諮問

(1) 行政不服審査会等の導入

改正行審法では新たに、法律又は行政に関する有識者からなる独立した第三者機関として行政不服審査会を設置することとした（改正行審法第五章）。地方公共団体には、執行機関の附属機関として、行政不服審査会に相当する不服審査機関を設置する（同 81 条 1 項）。かかる行政不服審査会又は行政不服審査会に相当する不服審査機関を「行政不服審査会等」という（同 43 条 1 項 4 号）。行政不服審査会等の導入は、第三者の視点から審査庁の判断の妥当性をチェックすることにより審査庁の裁決の公正性を向上させることを趣旨とする。

(2) 行政不服審査会等への諮問を不要とする場合

審査庁は、審理員から審理員意見書の提出を受けた後、原則として、行政不服審査会等へ諮問しなければならない（改正行審法 43 条 1 項 柱書）。

行政不服審査会等への諮問を例外的に不要とする場合として、原処分又は裁決の際に他の法律等の規定に基づき第三者機関の議を経る場合（同項 1 号 ないし 3 号）、審査請求人が諮問を希望しない場合（同項 4 号、参加人から反対する旨の申出がなされている

場合を除く)、行政不服審査会等により諮問を要しないと認められた場合(同項5号)、審査請求が不適法であり却下する場合(同項6号)、審査請求の全部を認容する場合(同項7号、8号、反対する旨の意見書が提出されている場合及び口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く)等、規定がある。改正行審法の下では、行政不服審査会等への諮問の導入により公正性の向上を図ることができるようになった一方で、審理の迅速性を損なうことが懸念される。そこで、諮問不要とする場合を認め、迅速な裁決の確保に配慮したものである。

(3) 行政不服審査会の構成

ア 行政不服審査会

行政不服審査会は総務省に設置される(改正行審法67条1項)。行政不服審査会は、委員9人をもって組織する(同68条1項)。委員は原則として非常勤であるが、3人以内を常勤とすることができる(同条2項)。委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた見識を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する(同条69条1項)。

委員の任期は、3年であり(同条4項本文)、再任することができる(同条5項)。総務大臣が委員を罷免できるのは、心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合であり、両議院の同意を得ることを要する(同条7項)。委員は在職中及び退職後の守秘義務を負う(同条8項)。委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない(同条9項)。常勤の委員は、在任中、総務大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない(同条10項)。

行政不服審査会は、委員のうちから、審査会が指名する者3人をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する(同72条1項)。

イ 地方公共団体に置かれる機関

地方公共団体には、執行機関の附属機関として、行政不服審査会に相当する不服審査機関を設置することとなる(同81条1項)。当該機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該機関を置く地方公共団体の条例で定める(同条4項)。

大規模自治体であれば、条例により、当該機関を個別に常設することもあり得るが、申立件数の少ない小規模自治体では常設は難しく、委員の選定、任命も難しいと思われる。そこで、各自治体における不服申立ての状況等に鑑み当該機関を置くことが不適法又は困難であるときは、条例で定めることにより、事件ごとに当該機関を置くことができる(同条2項)。また、地方公共団体の既存の執行機関の附属機関の所掌事務に、改正行審法に基づく事務を追加したり、自治体間での共同設置(地方自治法252条の7)や他団体への事務委託(同252条の14)など、方法を模索する必要がある。

(4) 行政不服審査会での調査審議の手続

ア 行政不服審査会等への諮問方法

審査庁の行政不服審査会等への諮問は、審理員意見書及び事件記録の写しを添えてしなければならない（改正行審法 43 条 2 項）。また、審査庁は、審理関係人に対し、当該諮問をした旨を通知するとともに、審理員意見書の写しを送付しなければならない（同条 3 項）。

イ 調査権限

行政不服審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は審査会に諮問をした審査庁（審査関係人）にその主張を記載した書面（主張書面）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる（同 74 条）。

ウ 口頭意見陳述の機会の付与

審査会は、審査関係人の申立てがあった場合には、書面主義の例外として、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない（同 75 条 1 項本文）。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない（同項但書）。

エ 審査関係人の主張書面等の提出

審査関係人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる（同 76 条前段）。この場合において、審査会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない（同条後段）。

オ 委員による調査手続

審査会は、必要があると認める場合には、その指名する委員に、上記の調査（同 74 条）をさせ、又は上記の審査関係人の意見の陳述（同 75 条 1 項本文）を聴かせることができる（同 77 条）。

カ 提出資料の閲覧等

審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる（同 78 条 1 項前段）。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない（同項後段）。

キ 答申書の送付等

審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表する（同 79 条）。

6 審査庁による裁決

(1) 裁決と審理員意見書、答申書の扱い

審査庁は、行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（諮問を要しない場合には審査員意見書が提出されたとき）は、遅滞なく、裁決をしなければならない（改正行審法 44 条）。審査請求人は、裁決があるまでは、いつでも審査請求を取り下げるこ

とができる（同 27 条）。

上述した審理員意見書又は答申書の取扱いについては明文の規定はなく、審査庁の裁決に対する法的拘束力はない。しかし、裁決書の主文が審理員意見書又は答申書と異なる内容である場合には、裁決書に異なることとなった理由を記載しなければならならず（同 50 条 1 項 4 号括弧書）、裁決に間接的な拘束力を及ぼす。

（2）処分についての審査請求の裁決

ア 処分についての審査請求の却下又は棄却

処分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する（改正行審法 45 条 1 項）。処分についての審査請求が理由がない場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する（同条 2 項）。審査請求に係る処分が違法又は不当ではあるが、これを取り消し、又は撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合、一切の事情を考慮した上で、審査庁は、裁決で当該審査を棄却できるが、同時に裁決の主文で当該処分が違法又は不当であることを宣言しなければならない（同条 3 項 事情裁決）。

イ 処分（事実上の行為を除く。）についての審査請求の認容

処分（事実上の行為を除く。）についての審査請求が理由がある場合には、審査庁は、裁決で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する（同 46 条 1 項本文）。もっとも、審査庁が処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない場合には、当該処分を変更することはできない（同項但書）。取消しがなされると、原処分は処分時に遡って効力を失う。申請に対する処分であれば、申請に対しその応答としての処分がなされていない状態に戻る。申請に対する処分につき、法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分の全部又は一部を取り消す場合において、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、審査庁が処分庁の上級処分庁である場合は、当該処分庁に当該処分をすべき旨を命じ（同条 2 項 1 号）、審査庁が処分庁である場合には当該処分をする（同項 2 号）。申請拒否処分を裁決で取り消すのみでは、十分な救済となり得ないため、行政事件訴訟法における申請型義務付けの訴え（行訴法 3 条 6 項 2 号、37 条）も参考に、不服申立ての認容と同時に処分の命令や処分までできるとすることで、紛争の一回的解決を図った。

ウ 事実上の行為についての審査請求の認容

事実上の行為についての審査請求が理由がある場合には、審査庁は、裁決で、当該事実上の行為が違法又は不当である旨を宣言する。審査庁が処分庁以外の場合は当該処分庁に対し当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更すべき旨を命じ（同 47 条 1 号）、審査庁が処分庁である場合は当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更する（同条 2 号）。ただし、審査庁が処分庁の上級行政庁以外の審査庁である場合には、当該事実上の行為を変更すべき旨を命ずることはできない（同条柱書但書）。

（3）不作為についての審査請求の裁決

不作為についての審査請求の裁決については、処分についての審査請求と同様に、却下裁決（改正行審法 49 条 1 項）と棄却裁決（同条 2 項）があるが、それに加えて、改正行審法では、新たに義務付け裁決が規定された（同条 3 項）。

旧行審法においては、不作為についての審査請求が理由があるときは、審査庁は、当該不作為庁に対しすみやかに申請に対するなんらかの行為をすべきことを命ずるとともに、裁決で、その旨を宣言するものとされていた（旧行審法 51 条 3 項）。

そのため、裁決の後に更に不作為庁が申請に対する審査を行うという迂遠な手続をとることとなっており、行政庁の判断確定を遅らせる面があった。

そこで、改正行審法では、争訟の一回的解決の観点から、義務付け裁決が認められた。すなわち、不作為についての審査請求が理由がある場合には、審査庁は、裁決で、当該不作為が違法又は不当である旨を宣言する（改正行審法 49 条 3 項前段）。この場合において、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、審査庁が不作為庁の上級行政庁である場合は、当該不作為庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずる（同項柱書、1 号）。審査庁が不作為庁である場合には、自ら当該処分をすることとなる（同項柱書、2 号）。

（4）裁決の拘束力

裁決は、審査請求人に送達された時に、その効力を生じる（同 51 条 1 項）。審査庁は、裁決書の謄本を参加人及び処分庁等にも送付しなければならない（同条 4 項）。

裁決は関係行政庁を拘束する（同 52 条 1 項）。かかる拘束力は、裁決の実効性確保の観点から、裁決の主文とその理由となる事実認定や効力の判断について生ずる。裁決のその他の効力については、法令上の規定はないが、一般に、通常の行政処分と同様に、公定力、不可争力、不可変更力が認められると解される。

7 再調査請求

（1）再調査請求の概要

改正行審法では、審査請求以外の例外的な不服申立手続として、再調査の請求を定めている（改正行審法 5 条 1 項本文）。再調査の請求では、審査請求の前段階で、処分庁自らが、審査請求と比べて簡易な手段で事実関係の再調査をすることによって、処分を見直す。その趣旨は、国民の権利利益の迅速な救済と、審査庁の負担軽減にある。

（2）再調査の請求ができる場合

再調査の請求は、行政庁の処分につき処分庁以外の行政庁に対して審査請求をすることができる場合において、個別の法律に再調査の請求をすることができる旨の定めがあるときに、処分庁に対してすることができる（改正行審法 5 条 1 項本文）。このとき、個別の法律のなかに条例等は含まれない。

個別の法律によって再調査が認められるものについては、不服申立て件数が多い分野があげられる。具体的には、国税通則法に基づく国税に関する不服申立て（2011 年度における国税通則法関係の不服申立ては 9109 件）のほか、公害健康被害の補償等に関

する法律に基づく公害健康被害の認定や補償給付に関する不服申立て等、特定の時期・地域に偏って大量に不服申立てがなされる場合が挙げられる。

(3) 自由選択主義

個別の法律が再調査の請求を認めている場合、処分に不服のある者は、審査請求と再調査請求のいずれかを自由に選択できる（改正行審法 5 条 1 項但書）。

再調査の請求をした場合は、原則として、再調査の請求に関する決定を経た後でなければ、審査請求ができない（同条 2 項本文）。もっとも、当該処分につき再調査の請求をした日（不備の補正を命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して 3 か月を経過しても、処分庁が当該再調査の請求につき決定をしない場合その他再調査の請求についての決定を経ないことにつき正当な理由がある場合には、例外的に再調査の決定を経ないで審査請求をすることができる（同項但書）。

(4) 不作為の場合

旧行審法では、不作為に対する不服申立てについて、不作為庁に対する異議申立て又は不作為庁の直近上級行政庁に対する審査請求のいずれかを自由に選択することができると規定していた（自由選択主義 旧行審法 7 条本文）。

これに対し、改正行審法は、不作為の場合の再調査の請求を認めていない。既に行政手続法の制定により申請に対する処分に関する規定（第二章）が設けられていることに加え、改正行審法により不作為についての審査請求において義務付け裁決（改正行審法 49 条 3 項）が可能となったことから、再調査を認める必要性が乏しいと考えられたからである。

(5) 請求期間

再調査の請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月（改正行審法 54 条 1 項本文）、処分があった日の翌日から起算して 1 年（同条 2 項本文）を経過したときは、することができない。ただし、いずれにおいても、正当な理由がある場合には、この限りではない（同 54 条 1 項但書、2 項但書）。

(6) 手続の内容

再調査の請求では、審査請求の前段階で、処分庁自らが簡易迅速に処分についての事実関係を見直す。その手続については、審査請求についての規定を多く準用する（改正行審法 61 条参照）。

もっとも、処分庁自らが行う事実関係の再調査という性格から、審理員による審理はなされず（同 9 条 1 項ないし 3 項、同 17 条不準用）、行政不服審査会等への諮問の手続もない（同 43 条不準用）。また、弁明書・反論書のやり取りもなく（同 29 条、30 条不準用）、処分庁自身による物件等の提出もなく（同 32 条 2 項不準用）、口頭意見陳述における処分庁への質問もすることができない（同 31 条 5 項不準用）。さらに、審査請求先を誤って教示した場合等の救済措置の規定もない（22 条参照）。また、裁決については審査請求の規定を準用せず、独自に規定を設けている。

(7) 再調査の請求の決定

再調査の請求の決定の種類や内容は、原則として、処分庁である審査庁がする処分についての審査請求の裁決と同様となる。具体的には、再調査の請求が不適法である場合には却下の決定（改正行審法 58 条 1 項）、再調査の請求が理由がない場合には棄却の決定がなされる（同条 2 項）。また、処分（事実上の行為を除く。）についての再調査の請求が理由がある場合には、処分庁は当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する決定をする（同 59 条 1 項）。事実上の行為については、再調査の請求が理由がある場合には、処分庁は、当該事実上の行為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更する決定をする（同 59 条 2 項）

8 再審査請求

(1) 再審査請求の意義と改正の理由

再審査請求は、不服申立ての審査請求への一本化の例外として、個別の法律に再審査請求をすることができる旨の定めがある場合に、処分についての審査請求の裁決に不服のある者によって行われる（改正行審法 6 条 1 項）。当該個別の法律に条例等は含まれない。再審査の対象となるのは、原裁決（再審査請求をすることができる処分についての審査請求の裁決をいう。）又は原処分であり（以下、原裁決等」という。）、不作為については再審査請求の対象とならない。再審査請求先は、個別の法律に規定される行政庁になる（同 2 項）。

(2) 再審査請求期間

再審査請求期間は、原裁決があったことを知った日の翌日から起算して 1 か月（改正行審法 62 条 1 項本文）、原裁決があった日の翌日から起算して 1 年（同条 2 項本文）である。いずれも、正当な理由がある場合には、例外が認められる（同条 1 項但書、2 項但書）。再審査請求の時点では既に論点も絞られ、証拠物件の準備も十分にできているから、審査請求期間の 3 か月に比べて短くなっている。

(5) 再審査請求の手續

再審査請求については、原則として、第二章（「審査請求」）の規定を準用している（同 66 条）。したがって、行政不服審査会等への諮問の手續がない（第二章第四節不準用）ことや、誤った教示をした場合の救済（同 22 条不準用）が無いこと等を除けば、基本的に審査請求と同様の手續である。もっとも、裁決については審査請求の規定を準用せず、独自に規定を設けている（同 62 条ないし 65 条）。

(6) 裁決

再審査請求が不適法である場合は却下裁決となる（同 64 条 1 項）。また、再審査請求が理由がない場合は、棄却裁決となる（同条 2 項）。また、原裁決が違法又は不当であっても、原処分が違法又は不当のいずれでもない場合は、再審査請求は裁決で棄却される（同条 3 項）。さらに、原裁決等が違法又は不当ではある場合でも、公共の福祉の適合性から、事情裁決をなし得る（同条 4 項）。

9 地方公共団体の課題

(1) 審理員

審査請求を受けた審査庁たる都道府県知事や市町村長は、審理員を指名することになる。このとき、誰が審理員として相応しいか、除斥事由の有無のみならず、改正行審法の趣旨に照らし、審理員として求められる能力、資質まで考慮して指名しなければならない。具体的には、審査請求を受けて法令と事実とに照らし、違法性・不当性を判断できる能力たる法的素養、事実関係を洗い出すために予断をもたず質問をすることができるコミュニケーション能力、法令に事実をあてはめて結論を導き出すプロセス実行能力たる論理的思考力、審理員意見書が作成できる文章作成能力があげられる。

かかる能力と審理員意見書が審査庁の判断に大きな影響を与える機能を有していることに鑑みると、審理員の候補としては、法務部門の職員や、法制執行担当の職員のうち係長クラス以上の職員が考えられる。また、弁護士等の法律家を特定任期付職員や非常勤職員として採用し、審理員とすることもできる。特定の審理員候補者に除斥事由がある場合に対する備えとして、又は人材を確保することが難しい小規模自治体においては、総務部門の職員を積極的に関連研修に参加させ、審理員候補者の育成に努めることが考えられる。

(2) 地方公共団体に置かれる行政不服審査会に相当する不服審査機関

地方公共団体に置かれる行政不服審査会に相当する不服審査機関（以下「審査機関」という。）の組織及び運営事項は、各自治体の条例で定めることになるが、どのような人材を委員にするか、審査機関を常設にするか等検討すべき課題は多い。大規模自治体であれば、当該機関を常設することもあり得るが、申立件数の少ない小規模自治体では常設は難しく、委員の選定、任命も難しいと思われる。現在、多くの自治体で情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく審査機関として設置されている情報公開・個人情報保護審査会でも、非常設機関である場合や、人材の確保が困難なため設置されていない場合もある。

そこで事件ごとに当該機関を置くほか、既存の執行機関の付属機関の所掌事務に改正行審法に基づく事務を追加することや、自治体間での共同設置や他団体への事務委託などが考えられる。しかし、共同設置でも、どの自治体が音頭をとるのか、人材確保・費用の負担をどの自治体にどれだけ振り分けるのかといった課題が残る。沖縄県内ではかつて情報公開・個人情報保護審査会の自治体間共同設置が検討されたものの、実現には至らなかったとのことである。

このほか、審査機関を非常設とし、既存の情報公開・個人情報保護審査会の委員をもって不服審査機関の委員に充てる方法や、既存の情報公開・個人情報保護審査会を廃止し、委員をスライドして選任し、審査機関に一本化、常設とする方法が考えられる。

このように、審査機関設置については幅広く内容を定めることができるため、申立件数に照らし、各々の地方公共団体に適合する形で条例で審査機関を設けることが必要と

なる。

改正行審法によってどのような運用がなされるのか、今後の動向を期待し、見守りたい。

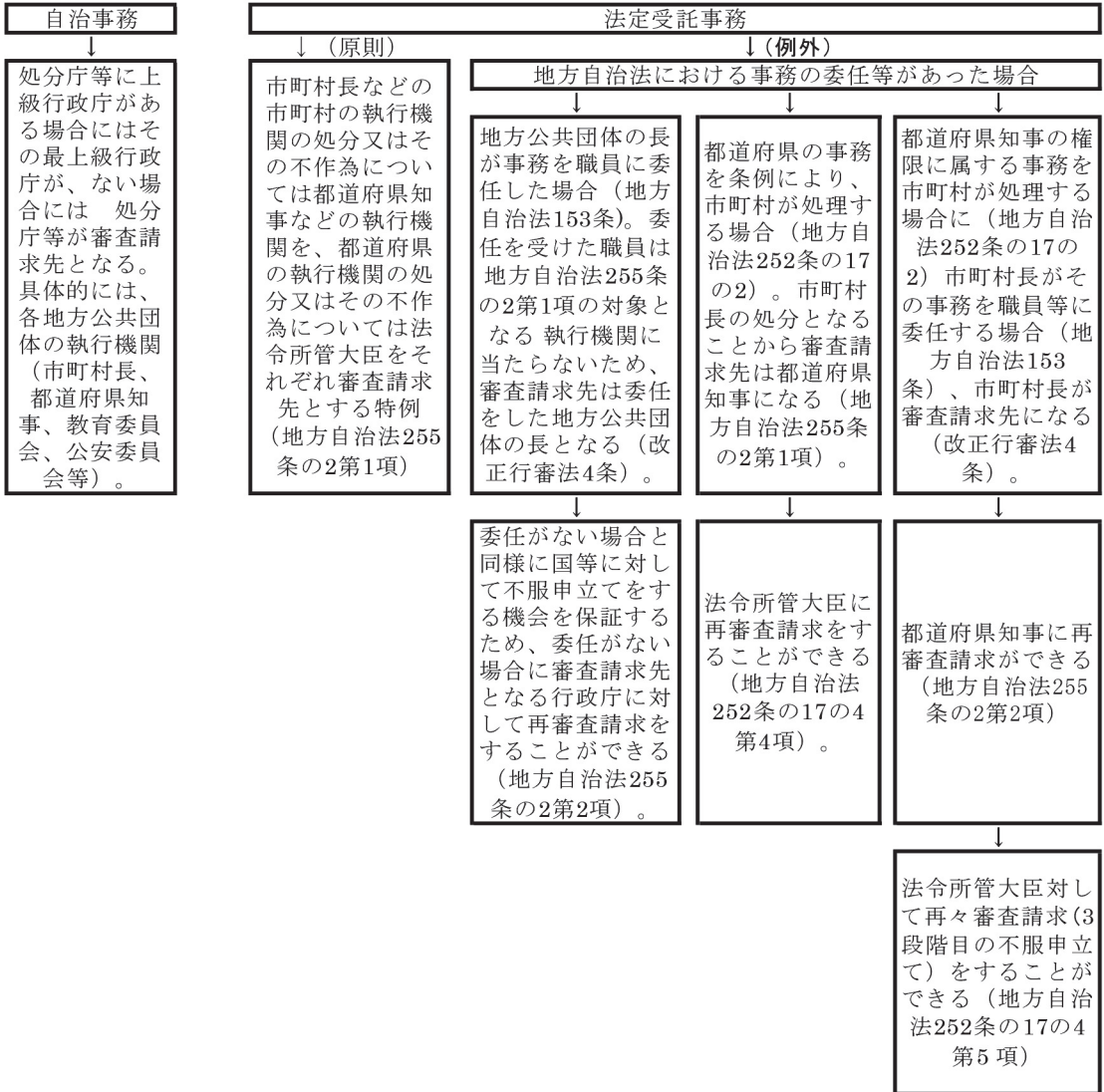
再調査の請求、再審査請求における審査請求の条文準用関係		
審査請求(行審法第2章)	再調査の請求(行審法61条)	再審査請求(行審法66条)
9条 審理員	△ 9条4項のみ準用	△ 9条3項除外
10条 法人でない社団又は財団の審査請求	○	○
11条 総代	○	○
12条 代理人による審査請求	○	○
13条 参加人	○	○
14条 行政庁が裁決をする権限を有しなくなった場合の	○	○
15条 審理手続の承継	○	○
16条 標準審理期間	○	○
17条 審理員となるべき者の名簿	×	○
18条 審査請求期間	△ 18条3項のみ準用	△ 18条3項のみ準用
19条 審査請求書の提出	△ 19条3項、5項1号、同2号除く	△ 19条3項、5項1号、同2号除外
20条 口頭による審査請求	○	○
21条 処分庁等を経由する審査請求	×	○
22条 誤った教示をした場合の救済	×	×
23条 審査請求書の補正	○	○
24条 審理手続を経ないです却下裁決	○	○
25条 執行停止	△ 25条3項を除く	△ 25条2項は除外
26条 執行停止の取消し	○	○
27条 審査請求の取下げ	○	○
28条 審理手続の計画的進行	×	○
29条 弁明書の提出	×	△ 29条2項ないし5項は除外
30条 反論書等の提出	×	△ 30条1項は除外
31条 口頭意見陳述	△ 5項を除く	○
32条 証拠書類等の提出	△ 2項を除く	○
33条 物件の提出要求	×	○
34条 参考人の陳述及び鑑定要求	×	○
35条 検証	×	○
36条 審理関係人への質問	×	○
37条 審理手続の計画的遂行	×	○
38条 審査請求人等による提出書類等の閲覧等	×	○
39条 審理手続の併合又は分離	○	○
40条 審理員による執行停止の意見書の提出	×	○

41条 審理手続の終結	×	△ 41条2項1号イ、ロは除外
42条 審理員意見書	×	○
43条 行政不服審査会等への諮問	×	×
44条 裁決の時期	×	○
45条 処分についての審査請求の却下又は棄却	×	×
46条 処分についての審査請求の認容	×	×
47条 事実上の行為についての審査請求の認容	×	×
48条 不利益変更の禁止	×	×
49条 不作為についての審査請求の裁決	×	×
50条 裁決の方式	×	△ 50条3項は除外
51条 裁決の効力発生	○	○
52条 裁決の拘束力	×	○
53条 証拠書類等の返還	○	○

(※筆者作成図)

地方公共団体の処分についての不服申立先

※以下のほかに、個別の法律により特例が認められる。



(※筆者作成図)

参考文献

- 添田徹郎・駒崎弘『Q & A 行政不服審査法』 2015.7.30 有斐閣
 宇賀克也『行政不服審査法の逐条解説』 2015.3.10 有斐閣
 櫻井敬子＝橋本博之『行政法[第4版]』補遺 2014.6.26 弘文堂
 宇賀克也「Ⅰ行政不服審査法・行政手続法改正の背景と概要」、
 下山憲治「Ⅱ審査請求への一元化と課題」、
 大江裕幸「Ⅲ審理員制度」、
 北見宏介「Ⅳ行政不服審査会等の創設」、
 折橋洋介「Ⅴ行政手続法の新制度」p4～p37 『法学教室9月号』 2015.9.1 有斐閣
 小早川郁也「行政不服審査法関連三法のポイント」、
 伊東健次「行政不服審査制度の改正による自治体実務への影響」、
 兼子仁「行政不服審査制度の大改正」、
 小川健二「岐阜県多治見市是正請求手続条例」p6～p28『自治体法務研究2014年冬』
 2014.11.25 ぎょうせい
 折橋洋介「自治体職員のための「行政不服審査法」実務解説セミナー」p2～p19
 『政策法務 Facilitator vol.45』 2015.1.30 第一法規
 中村健人・折橋洋介『改正行政不服審査法－自治体の検討課題と対応のポイント－』
 2015.5.25 第一法規
 総務省「行政不服審査法」 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/fufuku/

宮古島市・竹富島町見て歩記

沖繩国際大学法学部 地域行政学科 前津ゼミ生一同
法律学科

【はじめに】

沖繩国際大学法学部の前津ゼミ（担当：前津榮健教授）では、ゼミ活動の一環として毎年離島への行政調査を行っています。その目的は各自治体へ実際に足を運び、行政に携わっている方々から話を直接伺うことによって離島行政の現状を学び、その地域の自然や文化に触れ、またゼミ調査旅行を通してゼミ生同士の絆を深めることにあります。今回、地域行政学科の行政調査旅行は8月12日～14日の2泊3日で最終日に宮古島市役所を訪問し、法律学科は8月31日～9月2日の2泊3日で、初日に竹富町役場を訪問しました。

地域行政学科

【一日目】

一橋で繋がる宮古一

2005年に宮古島では市町村合併が行われ、今年でちょうど10年目を迎えました。今年は、「心繋ぐゆいの島みゃーく」というテーマを掲げ宮古島市全体を盛り上げる計画が進んでいます。島全体の活性化を目指して様々な取り組みを行っている様子がこの三日間を通して感じ取れました。初日は、7時半発の便で宮古島に出発し、8

時半頃に到着しました。宮古島は沖繩本島より南西に約290kmに位置し、人口約5万4千人、近隣には、池間島、大神島、来間島、伊良部島、下地島がありますが、行政区分は沖繩県宮古島市に属します。

池間島、来間島、伊良部島の3つの島とは、それぞれ池間大橋、来間大橋、伊良部大橋でつながっています。その中でも、伊良部大橋は、今年の1月31日に開通し、全長3540mで通行料金を徴収しない橋としては日本最長です。宮古島はサンゴ礁が隆起してできた島であることから、伊良部大橋の3540mは語呂合わせで「サンゴの島」と称されています。宮古島は、伊良部大橋のお陰で観光客が増えています。この橋は、単に架け橋としての役目だけでなく、電気、水、情報通信のケーブルなども伊良部と繋いでいます。

宮古島空港に到着後、最初の目的地である海中公園へと向かいました。海中公園へ向かう道のりには、サトウキビ畑が広がっていましたが、ゼミ旅行直前に直撃していた台風の影響を少し感じました。海中公園は、宮古島の厳しい状況下にある水産業の発展を目的とした施設で、海中の様子を観察できる施設であり、ここでは、周辺で観察できる魚の説明が書かれているパネル

を見ながら各自魚の観察を楽しみました。

海中公園をあとにした私たちは、宮古島が誇るきれいな海を眺めながら池間大橋をわたり、池間島へと向かいました。この日は天気も良好で、池間島では展望台からきれいな景色を見ることができました。

昼食後は、ミネラル含有量でギネスにも認定されている雪塩の工場見学に行きました。工場見学では、どのような工程で雪塩が作られているのか、通常の塩との製造過程の違いなどの説明を受け、そのあとは各自雪塩ソフトクリームを買い、色々なトッピング塩をかけて食べたり、雪塩を使ったクレンズ体験などをして楽しみました。

その後、ホテルの近くにある「さんご家」で夕食を兼ねた親睦会をしました。そこでは1日目の反省を行い、会話も盛り上がりました。みんなとコミュニケーションをとることによって、ゼミの仲をより深めることができ、良い親睦会となりました。

【二日目】

—地下ダムのしくみを学び驚嘆—

宮古島には、島いっばいにサトウキビ畑が広がっています。実際に宮古島の総面積の57%は耕地として利用されており、農業は宮古島の基幹産業となっています。“農業に欠かせない水源をどのように確保しているのか”、この疑問を解決するために、私たちは宮古島市地下ダム資料館を訪れました。

“私たちは、島の生活を支えるかけがえのない地下水を守ります”

これは、平成20年に出された「エコアイランド宮古島宣言」の内容の一部です。平均標高が60mと島全体が平坦な宮古島は、高い山がないために川の形成がなされず、「水の乏しい島」として位置付けられてきました。

地下ダム資料館では、わかりやすい映像や模型などのさまざまな資料で、地下水のメカニズムや地下ダムの構造を学びました。宮古島の地層は、表土に島尻マージ、



東平安名崎にて

次いで水を通す琉球石灰岩、その下に水を通さない島尻泥岩によって構成されています。宮古島に降り注ぐ雨水の40%は、琉球石灰岩を通して地下水となり海に流れてしまいます。一方、全国では雨水が地下水になる割合は10%なので、宮古島の40%という割合は非常に大きいことが分かります。そこで、海に流れないように止水壁を造り、溜まった地下水をポンプで汲み取ってファームポンドに貯水し、ファームポンドから水路を通して各地に配水するのが地下ダムの仕組みです。土地の水没がない・決壊災害がないなどの安全性の面と、地下水は流動が遅いため長時間の利用が可能であり、年中水温が安定しているなどの安定的な面が地下ダムのメリットです。一方で、地下水位が地面すれすれになることで建物の土台が腐食したり、建物内の湿気が高くなってしまふなどのデメリットもあります。

地下ダムを造るためには、水を通す地層の下に水を通さない地層があることが条件の一つとなっており、宮古島の地層はその条件に当てはまります。地下ダムは宮古島の自然環境を活かした取り組みであることに気が付き、私たちは感銘を受けました。自分たちの目で見た宮古島の景色や土地の様子を、地下ダム資料館で学んだ知識と関連付けることで、地下ダムの働きが宮古島に暮らす人々の生活を支えるとともに、宮古島の農業の発展に貢献していることを私たちは実感することができました。“農業に欠かせない水源をどのように確保しているのか”という疑問をスッキリと解決することができた私たちは、清々しい気持ちのまま前浜ビーチに向かいました。

前浜ビーチに到着し車から降りると、監

視員の方々の明るく元気な挨拶が飛び交うとともに、「潮の流れが右方向に流れているので、左から泳いでくださいね」という心遣いもあり、とても良い印象を受けました。そして、真っ白な砂浜と澄みわたるエメラルドグリーンの海が私たちの目の前いっぱいに広がり、同じ沖縄で育った私たちでも感動する絶景でした。私たちはその景色を見ると居ても立ってもいられなくなり、すぐに着替えてシュノーケルを楽しみました。前浜ビーチの透明度は非常に高く、泳ぐ魚は多種多様で、本島では味わうことのできない感覚に浸ることができました。

【三日目】

—合併10年目を迎えた宮古島市を学ぶ—

3日目の午前中は「うえのドイツ文化村」の見学と午後には市役所への訪問を計画していました。旧上野村にドイツ村が建てられた経緯としては、1873年にドイツの商船が旧宮古郡上野村宮国沖で台風のため座礁。宮国の住民たちが荒波の中、乗組員全員を救助し、一か月余り介抱し、本国へ送り返したとのこと。1876年、これに感激した当時のドイツ皇帝ヴェルヘルム1世が、平良港近くに博愛記念碑を設置。そして、1987年に上野村がドイツ文化村の建築構想を策定し、1996年に完成グラウンドオープンしました。2000年の九州・沖縄サミットでは、当時の首相シュレーダーも訪れ、日独の文化交流の拠点ともなっています。今回の見学を通して宮古島とドイツとの間に交流があったことと、ドイツ文化に少し触れることができました。

午後、私たちは市役所を訪問し下地市長にお会いすることができました。緊張の面持ちで訪れましたが、下地市長をはじめ他

3人の各部所の方々がにこやかに迎えてくれました。

最初に、下地市長に合併後、どのような変化があったのか話をお聞きしたところ、「財政規模も大きくなり、市民のためによりよいサービスができる選択肢が増え、また行政機関を一つにすることで、業務の効率化を目指し取り組んでいます。しかし、一つの島とはいえどもそれぞれの地域で業務や考え方は異なり、意見を取りまとめ、また目的を一つにすることに時間がかかり、10年たった今ようやくまとまりつつある」と話してくれました。また、沖縄本島の人々が、離島の問題を県民全体の問題として考えてもらいたいと話されていました。

その後、担当課の方々に様々な質問を行い、宮古島市の行政の現状に理解を深めることができました。まず、地方創生について、現在、宮古島市では、地方創生の一環として人口ビジョンの作成に取り組んでいるとのことでした。3万3千人まで減少し

ていくという人口推計を2040年には現在の5万人以上に推移できることを目標としています。宮古島各地ではリゾート計画や県内の大型スーパーの大規模店舗を宮古の中心地に設置するという動きも出てきているので、それを加味しながら人口ビジョンの作成をしているようです。また宮古島は、高齢化が進んで介護の需要が多いにもかかわらず、介護現場に従事できるような若者は島の外に出て帰ってこないというのが現状です。このミスマッチを解消し、介護現場に若者を引き戻すために介護とITの融合を計画しているようです。介護に関わる情報や一人一人のお年寄りの情報を全てデータ化し、誰でもすぐ介護現場に入っていけるような「見える化」という事業の取り組みを掲げており、宮古島のさらなる活性化のために現状維持ではなく前向きに取り組みたいと語ってくれました。また、伊良部島にある下地島空港の滑走路は訓練飛行場として現在利用されておらず、市では再利用のため話が進められているとのこと



宮古島市役所にて

でした。

次に、今回3日間宮古島で過ごし、1つ気づいた点があったので質問してみました。それは前浜ビーチでのことです。私たちが魚に夢中になって泳いでいると、気付けば沖の方まで行ってしまいました。監視員から注意があった潮の流れは、私たちが思っていた以上にスピードが速く最初に入った場所から大きく右奥方向に流されていてとても焦りました。また、潮に流された場所では観光客も楽しめるマリンスポーツが行われていて、水上バイクが私たちの目の前を行き交うこともあり非常に危険だと感じました。この体験を踏まえて「海難事故防止のために、行政はどのように取り組んでいるのか」と尋ねると、次のような回答を頂きました。

「レジャー関係の業者がビーチで店舗を出してさまざまなレジャーを行っているが、海岸線の管理は県の仕事となっているので、これらの規制を市町村で行うことは難しいです。自治体が事業者の方々に指導

をすることもありますが、その場では聞いてもまたすぐ同じような状況に戻ってしまいます。沖縄県と地元の自治体が連携をとりながら、ビーチの適切な使用方法について取り組んでいくのが本来の姿ではあると思いますが、なかなか連携がとれていないのが現状です」とのことでした。

この回答を頂いて、私たちは海岸線の管理が自治体ではなく県の仕事となっていることや、その管理の現状を知ることができました。また宮古島には多くのビーチがあると思われがちですが、監視員が配置され安全に利用できるよう市が管理している海水浴場は2カ所しかないこともわかりました。その理由としては、利用者の安全確保のための設備に費用がかかるため、現在は2カ所のみとなっているそうです。宮古島を訪れる観光客の多くは、宮古島の美しい海を求めてやってきます。その美しい海で海難事故が起きてはいはずはありません。観光産業にも力を入れている島だからこそ、県と自治体が一体となって海岸線管理



宮古島市役所の職員の方々と

の現状の早期解決を目指し、海難事故防止に努めることが重要であると私たちは感じました。

【おわりに】

今回のゼミ調査では、宮古島の現状を自分達各自の立場に置き換え、また私たちの住んでいる自治体や地域がどのような取り組みを行い活性化をめざしているのかなど、改めて考えてみる良い機会になりました。宮古島市も現状としては様々な課題が残されているようですが、下地市長をはじめ多くの方々の協力のもとこれからもさらに島全体が盛り上がっていくことを期待したいです。最後に資料に沿って長時間私たち学生のために説明してくださいました宮古島市の下地敏彦市長、企画政策部次長兼企画調整課長の垣花和彦様、企画政策部エコアイランド推進課課長の善平勝様、観光商工局観光課課長の平良和彦様、ありがとうございました。

法律学科

【一日目】

一庁舎が石垣市にある竹富町を学ぶ一

私たち法律学科前津ゼミは、8月31日～9月2日の2泊3日で、離島行政を学ぶために八重山諸島に属する竹富町を訪れました。

出発直前に観測史上最大の瞬間風速71メートルを記録した台風15号（GONI）が八重山諸島を直撃し、農作物に多大な損害を与え、諸島内ほぼ全域が停電するなど、その甚大な被害の様子が新聞・テレビなどマスメディアを通じて報道されていたので、町の様子が気掛かりでした。

実際に石垣島内をバスで移動中に見た景色は、コンビニの看板が折れていたり、サトウキビが暴風で全て倒れているなど、至る処にその被害の様子が見てとれました。当初、昼食に予定していた飲食店も、台風の被害で一ヶ月ほど営業停止を余儀なくされ急遽昼食を取る店を変更するなどのハプニングもありました。

石垣島到着後、早速島内や竹富町の島々を一望できるバンナー岳へ向かいました。到着当初は少し雨がちらつき台風の影響かかなりの強風が吹く生憎の天候でしたが、しばらくして天候も良くなり竹富島を初め数々の離島が見える美しいパノラマビューを堪能することができました。バンナー岳からみる石垣島の市街地は、普段私たちが沖縄本島でみる浦添市や那覇市のような光景とさほど変わらない印象を受けました。バンナー岳に隣接するバンナー公園には、自然と触れ合う事のできるアスレチックがありますが、私たちは、時間の都合上エメラルドの海を見る展望台からの景色を眺める事しかできず残念でした。

次にバンナー岳からほど近い距離にある鍾乳洞としては日本最南端の「石垣島鍾乳洞」に向かいました。当日の石垣島の気温は摂氏31度とそこまで高温ではありませんでしたが、離島特有の日差しの強さで蒸し暑く移動中は汗ばむこともありましたが、鍾乳洞の中の急な階段を下って入っていくと、一歩下りていくたびに徐々に体に纏う空気が冷たくなり涼しくなりました。中に入ると薄暗い中に無数のライトで照らされた世界初の鍾乳洞イルミネーションの幻想的な輝きに包まれました。それは今まで見てきたどの鍾乳洞よりも美しく見る者すべてに感動を与えるものだと思います。

た。洞窟内には、シャコ貝などの化石も見られ、かつてここが海底であった事がわかりました。20万年という果てしない時が創造した光景は涙が出るほど美しかったです。

その後、市内にある宮良殿内に向かいました。宮良殿内は現在国の重要文化財に指定されていますが、住人の宮良さんに、建物が建てられた歴史や、130年余り経つにも関わらずどんな台風や津波にも耐えることができる木造住宅を建てられる技術を持つ大工が当時いたことなどを丁寧に説明して頂きました。宮良さんの建物に対する思いや重要文化財に指定されていることによる悩みもひしひしと伝わってきました。また、石垣島における明治時代の行政区制度も学習することができました。

昼食後、石垣市にある竹富町役場にて川満町長と職員の方々を含めた学習会を行い

ました。当初の予定時刻に、他大学のゼミが先に訪問していた為、3時30分から開始することになりました。

初めに、川満町長から、「オンリーワンの島々は日本の宝、世界の宝」というタイトルのパワーポイントを用いた竹富町の紹介を受けました。

竹富町は人口4,245人で、16の島々があり、その中で9つの島が有人島です。竹富町はそんな多島一町であるため様々な特異性があります。まず庁舎が他の自治体にある事による財政負担問題が挙げられます。竹富町民のために8つの有人島にはそれぞれ行政業務を行うために必要な出張所が置かれており、それらを維持、管理するために多額の費用がかかっているとのことでした。それを改善するために竹富町では現在庁舎移転に関する案件を議論している最中であり、最も有力な案は、現在石垣島



竹富町役場にて



竹富町役場の職員の方々と

す。また竹富町役場に勤めている職員の殆どは石垣市に税金を納めている石垣市民であることから町民の顔が見える行政こそが本当の行政であるとして問題視されています。そのほかの特異性としては、各島にそれぞれ公共施設が置かれているため合理化が困難であり、またそれぞれの島に学校を設置しているため人口に対しての学校の数が多いことによる経費問題もあります。

次に、竹富町職員の方々に様々な質問を行いました。まず地方創生に関する質問をしました。竹富町は地方創生についてどのように取り組む予定なのかという私たちの質問に対しての竹富町の回答は、今年度中に「竹富町人口ビジョン」と「竹富町総合戦略」を策定し、2060年に人口約5,000人を受け入れられる体制を構築し、まち（定住環境）、ひと（出生率・健康長寿）、しごと（観光業ほか）を創造することでひとの流れを呼び込む自治体を目指すとのこ

世帯への居住環境の提供、町内の大型宿泊施設に対し従業員の地元採用に努めるよう協定を結ぶこと、町民などに対し船賃補助の実施、「ひと」は妊婦が船舶および航空機を利用した場合における運賃並びに出産待機宿泊費を助成、本町に居住して一年以上の妊婦に出産祝い金を支給、子育て支援事業として地域で子育てネットワークを形成、「しごと」として地域の課題を解決する能力を有する人材を雇用し派遣する、在宅で仕事ができるシステムを構築し運営するふるさとテレワーク推進事業を計画しているとのことでした。

次にゴミ処理に関する質問をしました。竹富町はゴミ処理をするにあたり海上輸送という形を取っていますが、それにかかる費用の現状と対策はという質問に対する回答は、海上輸送費は全体としては365万円であるがその9割が各島間の輸送費となっている。そのコストを抑えることが課

題となっており、資源ゴミの売り上げと比較しても海上輸送費は約3倍となり、その多額の費用をまかなうため他の都道府県や自治体と比べて指定ゴミ袋の金額が高く設定されているとのことでした。

最後に観光客の急激な増加に追いついていないかという質問をしました。その質問に対しての回答は、宿泊施設の人員は不足気味であり施設は自営業や家族経営が多く小規模であることから業種としての受け皿が小さく、実質受け入れ体制は追いついていないのが現状とのことでした。観光客が急増している中、消費があまり増えず経済効果としてはあまり期待できていないのもあり、町では電子決済端末の導入を促進し、町内での消費増を図っていききたいとのことでした。

【二日目】

一 自然保護の重要性を学ぶ一

二日目は、朝からフェリーに乗って西表島に行きました。海が少し荒れていたこともあり、船が予想以上に揺れ、船酔いに苦しんでいた人も数名いました。西表島では、まず「西表野生生物保護センター」にいきました。そこでは、特別天然記念物であるイリオモテヤマネコの生態や、マングローブなどの西表島の生き物や自然について学びました。イリオモテヤマネコは絶滅危惧種にも指定されており、保護していかなければいけないが、現在までに60件以上も交通事故により死亡しているそうです。そのため、事故を防ぎイリオモテヤマネコを守るため、道路の下にアンダーパスという動物用のトンネルが設置されているのを実際に見ることができました。このように人と野生生物が暮らしていくために、様々な

努力があることを知ることができました。

野生生物保護センターを視察した後は、歩いて山道を進んでいき、川べりで昼食を取りました。そこは、涼しい風が吹き、川には魚も泳いでおり、みんなでリラックスしながら昼食を楽しむことができました。昼食の後は、いよいよカヌーを乗りに行きました。男女2人1組になり2人で力を合わせ、30分～40分カヌーを漕いで川を遡上しました。遠くに山々を眺めながら自然の音に耳を澄まし西表島の自然を肌で感じることができ、とても気持ちよかったです。

到着した干潟では、ミナミコメツキガニの大群がおり、みんなで追いかけてり手をつかんで観察したりしました。泥に潜っていく姿がかわいらしかったです。干潟の泥はふかふかしており、素足で歩くとなんともいえない感触を足に覚えました。みんな泥だらけになりながら泳いだり、生き物とふれあったりしながら楽しい時間を過ごしました。

帰りのカヌーは、行くときよりもパドルの使い方にも慣れてきて、行きよりも早く岸に着くことができました。カヌー体験は、腕や腰が痛くなったりと苦労もありましたが、パートナーと息を合わせながら、一生懸命漕ぐことで、今までより一層仲を深めることができ、貴重な体験となりました。

その後、石垣島に戻り、市役所近くのお店で打ち上げをしました。打ち上げには先生の友人である市役所職員の方々も集まっていたいただきました。普段聞くことのできない話や励ましの言葉をいただき私たちの将来について考える良い機会になりました。どんな職場でどんな仕事をして、人から信頼され、必要とされる良い“人材”にな

りたいと思いました。打ち上げでは他にも店員さんによるマジックショーもあり、宴はますます盛り上がり、楽しい時間となりました。

【三日目】

—絶景の小浜島—

最終日となるこの日は、朝から小浜島へ移動するために、前日と同様離島ターミナルへ向かいました。小浜島へ向かう船を待つ間、生活物資などが船に運び込まれているのが目に入りました。私たちが伺った日は、ちょうど台風が過ぎ去った後にあたり、この三日間で台風の爪痕を見る機会が多かったのと同時に、人々のたくましさを感じ、島に生きる人たちの暮らしがそこにはあるという当たり前の事を改めて実感しました。この日の海は、これまでにないほど穏やかで、私たちは予定よりも少し早く小

浜島に到着することができ、到着後に港の近くで自転車を借りました。女子は電動自転車、先生を含む男子は普通の自転車。小浜島は起伏が激しい、と聞いていたので男子には少し申し訳なく思いながらも、早速出発。同じ沖縄に住んでいながらも、自転車に乗る機会があまりなく、自転車の運転におろおろ、時には転びかけながらもなんとか最初の目的地である大岳にたどり着くことができました。

大岳の展望台に向けて登っている間に私たちと同じく観光客らしい方数人とすれ違いました。その中の一組の父子が階段を数えながら降りていて、彼らが「あと二百段ありますよ」と楽しそうに教えてくれました。階段はとてとても長く、肺に穴でも開いたのか・まだ若いはずなのにとヒューヒュー言いながらも階段を登り切り東屋に到着しました。東屋からの景色は疲れを忘



竹富町の魅力を熱っぽく語る川満竹富町長

れるほどの絶景でした。青、と一口に言っても空の青、海の青と違う色があることを実感しました。この小浜島が藍色染めで有名な事を実感しました。ここから島々の間を行き来する船、そしてかすかにその船のエンジン音も聞こえるかのような静かな時間が流れていました。行きよりも短く感じた階段を降りると、再び自転車に乗り、大岳から見た景色の中、島にいる山羊や海、畑、同じく自転車に乗った観光客や風を感じ、また下り坂では恐怖を感じながらも島内を進むと、閉鎖していると聞いていたホテルに到着しました。すると、10月にグラウンドオープンの予定であるが、私たちのようなサイクリングをしている方たちの休憩所として開けているとのことでした。

そして、ホテルのオーナーの廣瀬進二さんから、貴重な体験をさせて頂きました。ちょうど干潮の時間に当たっていたことから、私たちをホテルのプライベートビーチに招待し、何と小魚がいる場所まで、服が濡れるのも顧みず私たちを案内してくれました。小浜島では海を間近でみる予定はなかったのですが、今までに見た海の中でも一番綺麗で、まるでポストカードの景色の中にいるみたいでした。波打ち際には小魚が泳いでいるのが見え、綺麗な貝殻をすみかにしているヤドカリがいる素敵な砂浜を歩いたりしました。もう一度来たい、と思えるほどの魅力がそこにはあり、気がつくと帰る船の時間が間近に迫っていました。私たちは急いで自転車を走らせ船に乗り小浜島から石垣島へ戻り、空港までバスで移動、そして竹富町の島々、石垣島を後にしました。

【おわりに】

今回のゼミ調査旅行において、ゼミ生全員が竹富町の現状や行政課題、竹富町の地方創生に関する策定案などについて、より理解を深めることができました。また、小浜島と西表島の自然環境の美しさや特色、気候・風土を体感することができ、貴重な体験の中で幾多の思い出を作ることができました。ゼミ生同士での仲もより深まり、全てにおいて本当に有意義な時間を過ごすことができたと感じています。今夏の経験をこれからのゼミ活動や、就職後にも活かすことが出来ればと思います。竹富町の川満栄長町長、企画財政課課長補佐小濱啓由さんをはじめ、貴重な時間を割いて協力して頂いた皆様に、心からお礼申し上げます。また、毎年前津ゼミの旅行記を掲載して頂いている沖縄県町村会や、大学職員の方々にもゼミ生一同感謝いたしております。私たちにこのような機会を与えて下さり、本当にありがとうございました。

研修だより

第9回 市町村クレーム対応研修実施要領

- ◇研修の目標 住民意識が変化し、行政ニーズが多様化、複雑化する中、クレームへの対応の基本技術と実践を学ぶことにより、住民ニーズに的確に対応する能力の向上を図る。
- ◇対象 受講を希望する職員
- ◇担当講師 オフィスDEN 田港 華子
- ◇期間 2日間 平成27年6月11日(木)～12日(金)
- ◇研修生 36名
- ◇研修方法 講義・演習方式
- ◇場所 沖縄県市町村職員研修センター2階 202～203研修室

研修日程及び研修修了者は、次のとおりです。

※ 研修修了者

国頭村	又吉	あずさ	
東村	澤岬	学	
今帰仁村	黒島	直光	
本部町	宮城	直樹	
恩納村	島袋	啓太	
伊江村	崎浜	秀明	
読谷村	比嘉	葉子	
嘉手納町	吉田	定洋	
北谷町	比嘉	昌海	
北中城村	興儀	勝也	
中城村	吉本	裕貴	
西原町	伊集	貴野	
与那原町	漢那	江一郎	仲宗根 翔哉
南風原町	儀保	吉一	
伊平屋村	根路銘	哲	
竹富町	新城	寛樹	
北部広域市町村圏事務組合			上間 加奈子
比謝川行政事務組合			山内 嘉哉

沖縄介護保健広域連合 具志堅 小夏
 沖縄県後期高齢者医療広域連合 山城 駿

〈研修日程及び科目〉

	1日目／6月11日(木)	2日目／6月12日(金)
9:00	事務連絡・自習	事務連絡・自習
9:10	I 私達を取りまく環境と価値観の変化 ・行政サービスとクレーム ・怒りの感情の取扱い	IVクレーム対応は信頼獲得のチャンス ・住民の声から知る課題 ・住民の安心につながる職場環境づくり
10:00	・初期動作の重要性	V ハードクレームの対応
10:10	・クレーム対応が信頼向上につながるワケ	・不当要求とは ・クレームの常套句とその対応
11:00	II クレーム対応の役割と心構え ・コミュニケーションの目的と手段	VI クレーム事例研究
11:10	・クレームの種類と2つの問題 ・ファーストコンタクトの徹底 ・きき方の3つのスイッチ ・口調と言葉遣いで信頼を得る ・窓口対応あたりまえ基準の確認	「クレーム対応力強化のために」 ・グループ情報交流 ・分析と翻訳 ・対応のポイント ・全体討論
12:00		
昼食		
13:10	III クレーム対応の基本技術と実践 ・クレーム対応の基本手順	VI 続き
14:00	・ききかたの技術	VII 対応者のメンタルフォロー
14:10	・言葉と表現方法	・ストレスマネジメント
15:00	・ケーススタディ	・相談出来る環境について
15:10	(クレーム電話編)	
16:00		
16:00		アンケート、閉講
16:30		

第 1 8 5 回 監督者第 1 部研修 実施要領

- ◇目 標 管理監督に関する原理・原則を組織的かつ体系的に理解させることにより、監督者としての意識と自覚の確立を図る。
- ◇対 象 J S T基本コース未受講の係長級職員
- ◇期 間 平成27年6月18日(木)～6月19日(金)：2日間
- ◇場 所 沖縄県市町村職員研修センター2階 202～203 研修室
- ◇研修人員 28人
- ◇研修方法 J S T会議式研修(指導・討議方式)
※JSTとは、人事院式監督者研修(J injiin S upervisory T raining)の略

研修日程及び研修修了者は、次のとおりです。

※ 研修修了者

北谷町	高原 充江	勢理客 一之	
北谷町	比嘉 ゆかり	喜友名 洋海	
西原町	大城 喜市郎	比嘉 敏之	
南風原町	野原 朝美		
粟国村	濱川 功	上原 美雅子	
東部清掃施設組合		久場川 勝	
本部町今帰仁村消防組合		嘉陽 安彦	知念 清治
中城北中城消防組合		安里 紀人	
中部北環境施設組合		仲田 浩也	

〈研修日程及び科目〉

日時		1日目 6月18日(木)	2日目 6月19日(金)
	9:00	開講式・オリエンテーション	事務連絡・自習
1	9:10 10:00	第1章 第1線のリーダーの役割 講師 伊禮 幸進	第3章 リーダーシップ 講師 東江 隆美
2	10:10 11:00		
3	11:10 12:00	第2章 リーダーのマネジメント	
	12:00	昼食	昼食

4	13:10 14:00	第2章 リーダーのマネジメント 講師 伊禮 幸進	第4章 コミュニケーション
5	14:10 15:00		第5章 職場における実践 講師 東江 隆美
6	15:10 16:30		
7	16:30 17:00		閉講・アンケート提出

第60回 市町村一般職員第1部研修実施要領

- ◇目 標 公務員としての意識の高揚と実際の執務や、職場で幅広く活用できる知識業務を的確に遂行するための基本法令を理解させる。
- ◇対 者 採用後2年以上6年未満の職員
- ◇期 間 平成27年6月24日(水)～6月25日(木)2日間
- ◇場 所 沖縄県市町村職員研修センター 2階 (202・203研修室)
- ◇研修人員 50人
- ◇研修方法 講義、演習方式(グループワーク)

研修日程及び研修修了者は、次のとおりです。

※ 研修修了者

国頭村 屋嘉 美保 比嘉 善太
 大宜味村 大城 伊仙 大城 清哉 宮城 宏幸
 金武町 仲間 陽子 山城 基宏 玉元 孝治
 読谷村 山内 樹 仲村渠 英之
 北谷町 津嘉山 匠 照屋 直輝 藏本 麻希子 滝澤 大輔
 北中城村 比嘉 ゆかり 仲田 幸康 山川 悟史
 西原町 吉田 無限 山城 宏太
 与那原町 田港 千仁 金城 恵美里 与那嶺 匡 宮里 達也
 南風原町 嘉手納 千里
 粟国村 伊佐 知剛 新城 司
 八重瀬町 宮里 兼也 新垣 瞳 湊川 明男
 中城北中城消防組合 新垣 聖太

〈研修日程及び科目〉

月日		1 日目	2 日目
時間		6月24日(水)	6月25日(木)
	09:00	開講・事務連絡	事務連絡・自習
1	09:10 10:00	【9:10～12:00】 公務員倫理Ⅰ 講師 伊禮 幸進	【9:10～12:00】 地方公務員法演習 講師 伊禮 幸進
2	10:10 11:00		
3	11:10 12:00		
		昼食	昼食
4	13:10 14:00	【13:10～17:00】 情報公開制度と個人情報保護制度 沖縄国際大学 法学部 教授 前津 榮健	【13:10～16:00】 地方自治法演 講師 東江 隆美
5	14:10 15:00		
6	15:10 16:00		
7	16:10 17:00		
			(16:00) アンケート回収・閉講

新公会計整備及び公共施設等総合管理計画実務研修実施要領
～『資産評価及び固定資産台帳整備の手引き』の勘所を知る～

- ◇目 標 公表ガイドライン『資産評価及び固定資産台帳整備の手引き』に関する実務上の要点や勘所を学ぶとともに、新公会計整備等に関する業務委託などを適切に遂行するための実践的な知識を学ぶことを目標とする。
- ◇対 象 新公会計整備担当及び公共施設等総合管理計画担当の職員
- ◇期 間 平成27年6月30日(火)午後1時15分～午後4時30分(終了)
- ◇担当講師 一般社団法人 地方公会計研究センター 専門委員
(公認会計士、税理士) 中神 邦彰
- ◇研修人員 64名(市町村、一組、広域連合)
- ◇場 所 講義形式
- ◇場 所 沖縄県市町村自治会館2階(201～203研修室)
研修日程及び研修修了者は、次のとおりです。

※ 研修修了者

国頭村 島袋 成年 與那嶺 信
 東村 又吉 一樹
 今帰仁村 金城 寛樹
 恩納村 宮平 覚 當山 香織

研修だより

宜野座村	城間 真	松田 正太		
伊江村	内間 常喜	知念 浩司		
中城村	我謝 睦子	大湾 朝也		
西原町	宮城 恵	長嶺 剛多	知念 江里子	
与那原町	新垣 光亮	平良 仁		
南風原町	宮川 徹			
粟国村	濱川 克也			
与那国町	田島 忠幸			
八重瀬町	神谷 学	金城 美香		
東部清掃施設組合		大城 章		
東部消防組合		大城 洋二	中村 毅彦	
中城村北中城清掃事務組合		新垣 みのり	照屋 隆介	
中城北中城消防組合		安里 紀人	大城 如輝	
金武地区消防衛生組合		島袋 昌英	宜野座 義弘	
比謝川行政事務組合		宇根 紀治		
那覇市・南風原町環境施設組合	上間 諭		福地 直喜	
沖縄県介護保険広域連合	玉城 利博			

〈研修日程及び科目〉

13:15 ～ 15:00	第1部 制度の概要（今後のスケジュールを含む） 『資産評価及び固定資産台帳整備の手引き』に関する実務上の要点と 勘所
	（ 休 憩 15分程度 ）
15:15 ～ 16:15	第2部 『資産評価及び固定資産台帳整備の手引き』に関する実務上 の要点と勘所と、公共施設等総合管理計画の策定における活用方法 とその手順
16:15 ～ 16:30	質疑応答

第 4 2 回 一般職員第 2 部研修(実施要領)

- ◇研修の目標 市町村を取り巻く状況や環境の変化に対応できる実務能力の向上を図るため、基本法令の理解を深めながら、業務を自らの責任で遂行していく能力の養成や自己理解を高める。
- ◇対象 象 採用後 6 年以上 9 年未満の職員
- ◇期 間 2 日間 平成 2 7 年 7 月 1 日(水)～2 日(木)
- ◇場 所 沖縄県市町村職員研修センター 2 階 202 ～ 203 研修室
- ◇研修生 4 4 名
- ◇研修方法 講義・演習方式(グループワーク)

研修日程及び研修修了者は、次のとおりです。

※ 研修修了者

大宜味村	上地 若奈	真謝 えり子	津波古 達功
	宮城 福太朗	松川 雄太	
宜野座村	大城 明広		
東村	玉城 梓		
金武町	前川 雅史	金城 いづみ	伊芸 麻希
読谷村	菊池 和世	松田 佑太	上地 薫
北谷町	津嘉山 友秀	松田 淳	比嘉 亮太
	平識 翼	与那覇 政志	比嘉 夏海
北中城村	平田 清徳	玉城 研治	
西原町	入田里 幸治		
南風原町	宮川 徹		
与那原町	真栄城 明佳	慶田元 結	富名腰 朝亮 新里 真由美
中城北中城消防組合	比嘉 涉		
比謝川行政事務組合	山城 康幸		

〈研修日程及び科目〉

	1日目／7月1日(水)	2日目／7月2日(木)
9:00	開講・オリエンテーション	事務連絡・自習
9:10	【9:10～12:00】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 行政法入門 </div> 沖縄国際大学 法学部 教授 前津 榮健	【9:00～12:00】 ※ 講義内容：別紙資料①参考 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 自分の仕事人生を豊かにする キャリア開発とは </div> オフィスおおしろ 代表 大城 久美子
12:00	昼食・休憩	
13:10	【行政法入門】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 公務員倫理Ⅰ </div> 沖縄国際大学 法学部 教授 前津 榮健	【13:10～17:00】 ※ 講義内容：別紙資料①参考 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 自分の仕事人生を豊かにする キャリア開発とは </div> オフィスおおしろ 代表 大城 久美子
17:00		

第187回 監督者第1部研修 実施要領

- ◇目 標 管理監督に関する原理・原則を組織的かつ体系的に理解させることにより、監督者としての意識と自覚の確立を図る。
- ◇対 象 JST基本コース未受講の係長級職員
- ◇期 間 平成27年7月16日(木)～7月17日(金)：2日間
- ◇場 所 沖縄県市町村職員研修センター2階 202～203 研修室
- ◇研修人員 30人
- ◇研修方法 JST会議式研修(指導・討議方式)
 ※JSTとは、人事院式監督者研修(J injiin S upervisory T raining)の略

研修日程及び研修修了者は、次のとおりです。

※ 研修修了者

東村	又吉	一樹	大嶺	和枝
今帰仁村	仲原	雅宏		
宜野座村	當眞	修	幸喜	誠
嘉手納町	宮城	香由里	高良	学

北谷町 久田 友一 浜元 盛仁
 南風原町 大城 裕昭
 竹富町 石垣 博輝 新 順治 古見 文志
 本部町今帰仁村消防組合 松田 聡
 中城村北中城村清掃事務組合 照屋 隆介

〈研修日程及び科目〉

日時		1日目 7月16日(木)	2日目 7月17日(金)
	9:00	開講式・オリエンテーション	事務連絡・自習
1	9:10 10:00	第1章 第1線のリーダーの役割 講師 伊禮 幸進	第3章 リーダーシップ 講師 東江 隆美
2	10:10 11:00		
3	11:10 12:00	第2章 リーダーのマネジメント	
	12:00	昼食	昼食
4	13:10 14:00	第2章 リーダーのマネジメント 講師 伊禮 幸進	第4章 コミュニケーション
5	14:10 15:00		
6	15:10 16:30		第5章 職場における実践 講師 東江 隆美
7	16:30 17:00		閉講・アンケート提出

第10回 市町村クレーム対応研修実施要領

- ◇研修の目標 住民意識が変化し、行政ニーズが多様化、複雑化する中、クレームへの対応の基本技術と実践を学ぶことにより、住民ニーズに的確に対応する能力の向上を図る。
- ◇対象 受講を希望する職員
- ◇期間 2日間 平成27年7月22日(水)～23日(木)
- ◇担当講師 オフィスDEN 田港 華子
- ◇研修生 36名
- ◇研修方法 講義・演習方式
- ◇場所 沖縄県市町村職員研修センター2階 202～203研修室

研修だより

研修日程及び研修修了者は、次のとおりです。

※ 研修修了者

国頭村	大城 莉沙		
今帰仁村	島袋 透	島袋 寛	
宜野座村	山城 優太		
北谷町	島袋 光一郎	伊波 興良	
与那原町	金城 美保	宮城 聖子	
南風原町	新垣 奈津子	阿波根 知子	
伊平屋村	新垣 晃弘		
竹富町	宜間 正八	島仲 裕	
沖縄県介護保険広域連合		伊波 裕貴	
比謝川行政事務組合		上地 悠貴	

〈研修日程及び科目〉

	1日目／7月22日(水)	2日目／7月23日(木)
9:00	事務連絡・自習	事務連絡・自習
9:10	I 私達を取りまく環境と価値観の変化 ・行政サービスとクレーム ・怒りの感情の取扱い	IVクレーム対応は信頼獲得のチャンス ・住民の声から知る課題 ・住民の安心につながる職場環境づくり
10:00	・初期動作の重要性	V ハードクレームの対応 ・不当要求とは
10:10	・クレーム対応が信頼向上につながるワケ	・クレームの常套句とその対応
11:00	II クレーム対応の役割と心構え ・コミュニケーションの目的と手段	VI クレーム事例研究 「クレーム対応力強化のために」
11:10	・クレームの種類と2つの問題	・グループ情報交流
12:00	・ファーストコンタクトの徹底	・分析と翻訳
	・きき方の3つのスイッチ	・対応のポイント
	・口調と言葉遣いで信頼を得る	・全体討論
	・窓口対応あたりまえ基準の確認	
昼食		

13:10	Ⅲ クレーム対応の基本技術と実践 ・クレーム対応の基本手順	Ⅵ 続き
14:00 14:10	・ききかたの技術	Ⅶ 対応者のメンタルフォロー ・ストレスマネジメント ・相談出来る環境について
15:00 15:10	・言葉と表現方法	
16:00	・ケーススタディ (クレーム電話編)	
16:00 16:30		アンケート、閉講

第19回 わかりやすい資料づくり講座 実施要領

- ◇目 標 職場内での協働を進めるため、資料作成の際に必要なとされる論理的な思考方法や 情報のまとめ方と組み立て方、分かりやすい表現方法等の技法を習得してコミュニケーション能力を高める。
- ◇対 象 者 受講を希望する職員で市町村の長等の推薦する者
- ◇期 間 平成27年7月28日(火) 9:00~16:30
- ◇場 所 沖縄県市町村職員研修センター 201~203研修室
- ◇研 修 生 56名
- ◇講 師 平井 雅 (協働促進社 代表)
- ◇研修方法 講義及び演習

研修日程及び研修修了者は、次のとおりです。

※ 研修修了者

国頭村	東恩納 優子	當眞 夏希
宜野座村	島袋 光樹	末石 広樹 松田 正太
金武町	伊良波 友紀乃	与那城 正也
嘉手納町	喜屋武 涉	
北谷町	座間味 千草	池原 貴子 知念 憂樹
与那原町	漢那 彰子	宮平 祥加 平山 亜利香 新垣 昌平
粟国村	桑江 佳祐	高良 俊
久米島町	幸地 伸也	
八重瀬町	屋嘉比 健作	
本部町	大城 慎也	

研修だより

中城北中城消防組合 大城 淳
 沖縄県介護保険広域連合 花城 あゆみ
 比謝川行政事務組合 瑞慶覧 浩

〈研修日程及び科目〉

	9:00 9:10	開講・オリエンテーション
1	9:10	[表現力] プロのコツを学ぼう *フォントの基礎知識
2	10:00	*見やすくデザインするコツ
3	11:00 12:00	*行間と字間のマジック [実習]
	12:00 13:00	昼 食
4	13:10 14:00	[分析力] 図表的思考力を身につける *図化して1枚紙にする *論理的に整理する
5	15:00	[編集力] 考えをカタチにする *演繹法と帰納法
6	16:30	[実習] *文章を図化してみる
		アンケート・閉講

第20回 法制執務研修実施要領

- ◇研修の目標 法制執務に関する知識を身に付け、条例・規則等の立案と適正な法律の執行ができる能力を養成する。
- ◇対象 受講を希望する職員
- ◇期間 2日間 平成27年8月10日(月)～11日(火)
- ◇担当講師 第一法規株式会社 講師 大瀬 勉
- ◇研修生 66名
- ◇研修方法 講義・演習方式(グループワーク)
- ◇場所 沖縄県市町村職員研修センター 201～203研修室

研修日程及び研修修了者は、次のとおりです。

※ 研修修了者

国頭村	大城 千春	東恩納 優子				
大宜味村	神里 富松					
今帰仁村	大城 仁					
宜野座村	大城 明広					
金武町	比嘉 いずみ	伊芸 剛				
伊江村	屋宜 月美	大城 香				
嘉手納町	仲本 早紀子	稲嶺 綾子	金城 幸美			
北谷町	友寄 おりえ	宮城 亜矢	山城 幸代	知念 綾乃		
	滝澤 大輔	遠藤 俊太郎				
西原町	與那嶺 良也	平川 先太郎	比嘉 春樹			
与那原町	金城 美保	与那嶺 斎	仲村 健二	知念 淳二		
	山城 脩人					
南風原町	上間 辰徳					
久米島町	久手堅 修					
与那国町	與那國 和子					
沖縄県介護保険広域連合		漢那 靖文				
中城村北中城村清掃事務組合		新垣 みのり				
中城北中城消防組合		喜納 弘樹				
比謝川行政事務組合		山城 康幸				
本部町今帰仁村消防組合		澤岬 博光				
本部町今帰仁村消防組合		大城 拓也				

〈研修日程及び科目〉

	1日目／8月10日(月)	2日目／8月11日(火)
9:00	開講式・オリエンテーション	事務連絡・自習
9:10	1 法制執務について	6 条例・規則の立案方式
10:10	2 法の仕組み	
11:10	3 条例・規則概論	
12:00	【昼食】12:00～13:00	
13:10	4 法令用字及び法令用語	7 演習
14:10		グループワーク
15:10		
16:00		
16:30	5 条例・規則の立案方式	アンケート、閉講

第20回 楽しく学ぶ地域政策づくり講座 実施要領

- ◇目 標 個性ある「地域（まち）づくり」を目指すため、政策形成能力の向上に必要な知識の習得と人材の養成を図る。
- ◇対 象 受講を希望する職員
- ◇期 間 平成27年8月13日（木）～8月14日（金）
- ◇場 所 沖縄県市町村職員研修センター 202・203研修室
- ◇研 修 生 28名
- ◇講 師 （有）あしコミュニティー研究所 浦野 秀一
- ◇研修方法 講義、討議方式

研修日程及び研修修了者は、次のとおりです。

※ 研修修了者

今帰仁村 小渡 大輔
 本部町 比嘉 啓一郎
 宜野座村 幸喜 誠
 金武町 安座間 充
 北谷町 當山 貴巳 宮平 誠也

与那原町 大城 伸司 大城 美奈子
 粟国村 上原 美雅子
 沖縄県介護保険広域連合 幸地 香奈子

第 25 回 行政法 講座

- ◇目 標 行政法の意義、法体系、基礎的理論等を習得させ、法令に基づく業務執行の手順、要領等を理解することにより、職務執行能力の向上を図る。
- ◇対 象 受講を希望する職員（ただし、修了者を除く。）
- ◇期 間 平成27年8月18日（火）～8月20日（木）3日間
- ◇場 所 沖縄県市町村職員研修センター（電話 098-860-9275）
- ◇研 修 生 40人
- ◇講 師 沖縄国際大学法学部 教授 前津 榮健
- ◇研修方法 講義・討議方式

研修日程及び研修修了者は、次のとおりです。

※ 研修修了者

東村	安和 梨沙	神谷 愛子	
金武町	仲間 陽子		
嘉手納町	知花 一子	當山 貴巳	
北谷町	山谷 森生		
北中城村	喜舎場 雅也		
与那原町	金城 盛人	花木 智美	
中城北中城消防組合	伊保 敏		
比謝川行政事務組合	瑞慶覧 浩	當山 亮	上地 悠貴
	久貝 裕志	照屋 寛英	山城 康幸
沖縄県介護保険広域連合	漢那 靖文		

〈研修日程及び科目〉

月日 時間		8月18日(火)	8月19日(水)	8月20日(木)
	9:00	開講・ オリエンテーション	事務連絡・自習	事務連絡・自習
1	9:10 10:00	行政法の基本原理	行政行為	国家補償法
2	10:10 11:00			
3	11:10 12:00	国の行政組織	行政上の強制措置	行政不服審査法
		昼食	昼食	昼食
4	13:10 14:00	地方自治	行政手続	行政事件訴訟法
5	14:10 15:00	行政立法	行政指導	
6	15:10 16:00	行政行為	情報公開・ 個人情報保護法	演習と解説
7	16:10 17:00	演習と解説	演習と解説	閉講・アンケート (16:00まで)

第37回市町村監督者第2部研修実施要領

- ◇目 標 中堅監督者として地域課題に対応し得る政策形成能力及び管理監督の応用能力、調整能力の向上を図ると共に、公務員として高い倫理観を醸成する。
- ◇対 象 係長級昇任5年以上の職員
- ◇期 間 平成27年9月3日(木)～9月4日(金) 2日間
- ◇場 所 沖縄県市町村職員研修センター (電話 098-860-9275)
- ◇研修人員 26人
- ◇研修方法 講義・討議方式(グループワーク)

研修日程及び研修修了者は、次のとおりです。

※ 研修修了者

北中城村 安次富 規昭
 西原町 與儀 隆 外間 忠
 与那原町 吉野 了 大城 なるみ
 竹富町 新 さとみ 上野 エミ 新城 賢良

沖縄県介護保険広域連合

大城 朝敏

〈研修日程及び科目〉

月日		1日目	2日目
時間		9月3日(木)	9月4日(金)
	09:00	開講式・オリエンテーション	事務連絡・自習
1	09:10 10:00	【9:10～12:00】	【9:10～12:00】
2	10:10 11:00	JST事例研究	ハラスメント研修
3	11:10 12:00	講師 伊禮 幸進	講師 青山 喜佐子 (オフィスあるふぁ代表)
		昼食	昼食
4	13:10 14:00	【13:10～16:00】	【13:10～17:00】
5	14:10 15:00	公務員倫理Ⅱ	成果の出る会議の進め方
6	15:10 16:00	沖縄国際大学 法学部 教授 伊禮 幸進	講師 平井 雅 (協働促進社代表)
7	16:10 17:00		閉講・アンケート

会務の動き

平成27年6月～平成27年8月

■沖縄県町村会

- 6月3日 沖縄県町村会政務調査等懇談会(～5日) (群馬・栃木)
- 16日 政調幹事会・事務局長会議 (東京)
- 16日 九州地区町村会長、事務局長意見交換会並びに懇談会 (東京)
- 17日 全国町村会理事会・政務調査会 (東京)
- 24日 沖縄県町村会決算監査 (市町村自治会館)
- 7月13日 沖縄県町村会定期総会及び町村長視察研修(～14日) (久米島町)
- 23日 全国町村会理事会(都道府県町村長会) (東京)

■沖縄県町村交通災害共済組合

- 6月25日 平成26年度沖縄県町村交通災害共済組合決算監査 (市町村自治会館)
- 8月25日 平成27年第2回沖縄県町村交通災害共済組合議会定例会 (市町村自治会館)

■沖縄県市町村職員互助会

- 6月26日 一般社団法人沖縄県市町村職員互助会 役員会 (市町村自治会館)
- 26日 第5回定時総会・講演会 (自治会館2階ホール)
- 7月9日 平成27年度全国市町村職員

互助団体連絡協議会事務研修会 (岩手県)

- 8月4日 車イス等交付事業贈呈式 (市町村自治会館)
- 6日 第42回研修旅行(～10日) (台湾)

■沖縄県離島振興協議会

- 6月1日 全国離島振興協議会通常総会(～4日) (島根県)
- 24日 離島フェア開催実行委員会総会 (市町村自治会館)
- 25日 日本離島センター定時評議会 (東京都)
- 7月2日 離島フェア2015企画募集説明会 (市町村自治会館)
- 30日 沖縄県離島振興協議会決算監査 (市町村自治会館)
- 8月6日 離島フェア2015企画書審査会 (市町村自治会館)
- 13日 平成27年度急患搬送担当者会議 (石垣市)
- 19日 第17回沖縄県ドクターヘリ運行調整委員会 (浦添総合病院)
- 27日 離島フェア第2回ワーキンググループ (市町村自治会館)

■沖縄県過疎地域振興協議会

- 6月1日 全国過疎地域自立促進連盟幹事会 (東京都)
- 8日 全国過疎地域自立促進連盟理事会 (東京都)
- 7月30日 沖縄県過疎地域振興協議会決算監査 (市町村自治会館)
- 8月31日 平成27年度過疎対策担当職員研修会 (東京都)

■沖縄県市町村総合事務組合

- 7月28日 平成26年度沖縄県市町村総合事務組合決算監査
(市町村自治会館)
8月20日 平成27年第2回沖縄県市町村総合事務組合議会定例会
(市町村自治会館)

協議会定期総会
(市町村自治会館)

- 8月27日 自由民主党「ダム・発電関係市町村等振興議員連盟」設立総会
(東京都)

■沖縄県地域振興対策協議会

- 5月27日 ダム・発電関係市町村全国協議会定例会総会 (東京都)
6月22日 平成26年度沖縄県地域振興対策協議会決算監査
(市町村自治会館)
7月7日 第60回沖縄県地域振興対策協議会理事会
(沖縄県町村会会議室)
31日 第60回沖縄県地域振興対策

■沖縄県町村土地開発公社

- 6月26日 平成26年度沖縄県町村土地開発公社決算監査
(市町村自治会館)
7月7日 沖縄県町村土地開発公社幹事会
(市町村自治会館)
31日 沖縄県町村土地開発公社理事会
(市町村自治会館)

町村長選挙の結果

—ご当選おめでとうございます—



東村 (ひがしそん)

△任期 平成27年4月27日～平成31年4月26日▽

(三期目)

伊 集 盛 久
い じゆ せい きゆう

〔資料1〕

市 町 村 一 覧

市町村名	市町村長	年齢	任 期 (平成)	就任 回数	役 所 ・ 役 場			
					電話番号	FAX番号	郵便番号	所 在 地
市 部								
那 覇 市	シロマキ 間 幹 子	64	30.11.15	1	(098)867-0111	(098)863-0777	900-8585	那覇市泉崎1丁目1番1号
宜野湾市	サキヤマ 佐喜真 アツシ	50	28.2.11	1	(098)893-4411	(098)892-7022	901-2710	宜野湾市野嵩1丁目1番1号
石 垣 市	ナカヤマ 中 山 義 隆	47	30.3.19	2	(0980)82-9911	(0980)83-1427	907-8501	石垣市美崎町14番地
浦 添 市	マンモト マツモト テツジ	47	29.2.10	1	(098)876-1234	(098)876-8585	901-2501	浦添市字安波茶1丁目1番1号
名 護 市	イナミノ 稲 嶺 進	69	30.2.7	2	(0980)53-1212	(0980)53-6210	905-8540	名護市港1丁目1番1号
糸 満 市	ウエハラ 上 原 裕 常	66	28.7.5	2	(098)840-8111	(098)840-8112	901-0392	糸満市潮崎町1丁目1番地
沖 繩 市	クワエ 桑 江 朝 夫	60	30.5.11	1	(098)939-1212	(098)934-3830	904-8501	沖繩市仲宗根26番1号
豊見城市	ギイハル 宜 保 晴 毅	46	30.11.7	2	(098)850-0024	(098)850-5343	901-0292	豊見城市字翁長854番地の1
うるま市	シマノ 島 袋 俊 夫	62	29.5.14	2	(098)974-3111	(098)973-9819	904-2292	うるま市みどり町一丁目1番1号
宮古島市	シモジ 下 地 トシ敏	69	29.1.24	2	(0980)72-3751	(0980)73-1645	906-8501	宮古島市平良西里186番地
南 城 市	コグシヤ 古 謝 ケイ景	59	30.2.11	*1 4(3)	(098)948-7111	(098)948-7149	901-0695	南城市玉城字富里143番地
国 頭 郡								
国 頭 村	ミヤギ 宮 城 久 和	71	28.4.6	1	(0980)41-2101	(0980)41-5910	905-1495	国頭村字辺土名121番地
大宜味村	ミヤギ 宮 城 ノリ功	64	30.10.6	1	(0980)44-3001	(0980)44-3139	905-1392	大宜味村字大兼久157番地
東 村	イシユ 伊 集 セイ盛	74	31.4.26	3	(0980)43-2201	(0980)43-2457	905-1292	東村字平良804番地
今帰仁村	ミナト 與 那 嶺 幸 人	67	28.8.22	3	(0980)56-2101	(0980)56-4270	905-0492	今帰仁村字仲宗根219番地
本 部 町	タカタ 高 良 フミ文	67	30.9.20	3	(0980)47-2101	(0980)47-4576	905-0292	本部町字東5番地
恩 納 村	ナガハマ ナガ 長 浜 善 巳	49	31.1.23	1	(098)966-1200	(098)966-2779	904-0492	恩納村字恩納2451番地
宜野座村	トクシマ 富 真 アツシ	43	28.12.29	1	(098)968-5111	(098)968-5037	904-1392	宜野座村字宜野座296番地
金 武 町	ナカマ 仲 間 ハジメ	60	30.4.16	1	(098)968-2111	(098)968-2475	904-1292	金武町字金武1番地
伊 江 村	シマノ 島 袋 ヒデ 秀 幸	62	29.4.27	1	(0980)49-2001	(0980)49-2003	905-0592	伊江村東江前38番地

[就任回数は、合併前の旧市町村の長としての就任回数も含めて表示。()内数字が新市町村制後の就任回数。]

*1 南城市長 旧知念村長として1期就任 (H18.1.1 玉城村・知念村・佐敷町・大里村が合併して南城市誕生)

- ※ H14.4.1 豊見城村から豊見城市へ(市制施行)
- ※ H14.4.1 仲里村・具志川村が合併して久米島町が誕生
- ※ H18.1.1 東風平町・具志頭村が合併して八重瀬町が誕生
- ※ H17.10.1 平良市・城辺町・下地町・上野村・伊良部町が合併して宮古島市誕生
- ※ H17.4.1 具志川市・石川市・与那城町・勝連町が合併してうるま市誕生

[2015 (平成27)年4月27日現在]

市町村名	市町村長	年齢	任 期 (平成)	就任 回数	役 所 ・ 役 場			
					電話番号	FAX番号	郵便番号	所 在 地
中 頭 郡								
読 谷 村	イシ ミネ デン ジツ 石 嶺 傳 實	59	30. 2. 28	2	(098) 982-9200	(098) 982-9202	904-0392	読谷村字座喜味2901番地
嘉手納町	トウ ヤマ ヒロシ 當 山 宏	62	31. 2. 17	2	(098) 956-1111	(098) 956-9508	904-0293	嘉手納町字嘉手納588番地
北 谷 町	ノノ マサ ヘル 野 国 昌 春	70	29. 12. 11	3	(098) 936-1234	(098) 936-7474	904-0192	北谷町字桑江226番地
北中城村	アラ カキ マサ オ 新 垣 邦 男	58	28. 12. 21	3	(098) 935-2233	(098) 935-3488	901-2392	北中城村字喜舎場426番地の2
中 城 村	ハマ ダ ケイ スケ 浜 田 京 介	52	28. 7. 3	2	(098) 895-2131	(098) 895-3048	901-2493	中城村字当間176番地
西 原 町	ウエ マ アキラ 上 間 明	68	28. 10. 5	2	(098) 945-5011	(098) 946-6086	903-0220	西原町字与那城140番地の1
島 尻 郡								
与那原町	フル ゲン クニ オ 古 堅 國 雄	72	30. 5. 1	3	(098) 945-2201	(098) 946-6074	901-1392	与那原町字上与那原16番地
南風原町	シロ シロ トン ユス 城 間 俊 安	67	30. 5. 8	5	(098) 889-4415	(098) 889-7657	901-1195	南風原町字兼城686番地
渡嘉敷村	マツ モト ヨシ カツ 松 本 好 勝	70	30. 11. 19	1	(098) 987-2321	(098) 987-2560	901-3592	渡嘉敷村字渡嘉敷183番地
座間味村	ミヤ サト ナル 宮 里 哲	47	29. 5. 31	2	(098) 987-2311	(098) 987-2004	901-3496	座間味村字座間味109番地
粟 国 村	シン ジョウ シズ ヨシ 新 城 静 喜	62	28. 7. 31	2	(098) 988-2016	(098) 988-2206	901-3792	粟国村字東367番地
渡名喜村	ウエ ハラ ノボル 上 原 昇	63	30. 2. 26	3	(098) 989-2002	(098) 989-2197	901-3692	渡名喜村1917番地の3
南大東村	ナカ ナ ケン ショウ 仲 田 建 匠	56	30. 6. 30	3	(09802) 2-2001	(09802) 2-2669	901-3895	南大東村字南144番地1
北大東村	ミヤ ギ ミツ マサ 宮 城 光 正	60	27. 12. 3	4	(09802) 3-4001	(09802) 3-4406	901-3992	北大東村字中野218番地
伊平屋村	イ イ レイ ユキ オ 伊 礼 幸 雄	67	29. 9. 12	2	(0980) 46-2001	(0980) 46-2956	905-0793	伊平屋村字我喜屋251番地
伊是名村	マエ ダ セイ ギ 前 田 政 義	71	30. 9. 20	4	(0980) 45-2001	(0980) 45-2467	905-0695	伊是名村字仲田1203番地
久米島町	オオ オ ヘル オ 大 田 治 雄	59	30. 5. 11	1	(098) 985-7121	(098) 985-7120	901-3193	久米島町字比嘉2870番地
八重瀬町	ヒ ヤ ホウ 比 屋 根 方 次	76	30. 2. 11	2	(098) 998-2200	(098) 998-4745	901-0592	八重瀬町字具志頭659番地
宮 古 郡								
多良間村	イラ ミナ ミツ オ 伊良皆 光 夫	59	29. 7. 7	1	(0980) 79-2011	(0980) 79-2120	906-0692	多良間村字仲筋99番地の2
八重山郡								
竹 富 町	カワ ミツ エイ チョウ 川 満 栄 長	61	28. 9. 13	2	(0980) 82-6191	(0980) 82-6199	907-8503	石垣市美崎町11番地1
与那国町	ホカ マ シュ キチ 外 間 守 吉	65	29. 8. 28	3	(0980) 87-2241	(0980) 87-2079	907-1801	与那国町字与那国129番地

※ 41市町村 (11市11町19村)

【資料：沖縄県町村会 TEL(098)963-8651 FAX(098)963-8654】

【資料：沖縄県市長会 TEL(098)963-8616 FAX(098)963-8621】

大切なマイカーには…

全国町村等職員の **自動車共済** + 上乗せ **車両共済(保険)**

のご加入がオススメです!

自動車共済

相手方への対人・対物賠償、
ご自身のケガに対する補償

対物賠償



対人賠償



限定搭乗者



セット
で
加入

車両共済(保険)

ご自身のお車の損害を補償



【ご注意】
「車両共済(保険)」は、「自動車共済」に上乗せして、別にご加入する制度です。
「車両共済(保険)」だけに加入することはできません。

オプション1

地震・噴火・津波車両全損時一時金特約(有償)

車両共済(保険)にご加入いただいても地震・噴火・津波による損害は補償されません。
地震・噴火・津波車両全損時一時金特約にご加入することで車両が「全損」になった場合*1に一時金をお支払いします。

地震・噴火・津波による損害で契約自動車
が「全損」になった場合に、地震・噴火・
津波車両全損時一時金として50万円*2
を支払う特約です。ご契約タイプが一般
条件の場合のみ、当契約を付帯できます。

特約保険料

(年間(集団扱年一括払の場合)) 一律 **4,750円** となります。

車両共済(保険)額が50万円を下回る場合は、それに応じて保険料が安くなります。

*1 別途約款に定めた一定の状態をいいます。

*2 車両共済(保険)金額が50万円を下回る場合はその金額とします。

オプション2

弁護士費用特約(有償)

自動車事故などにより被保険者がケガなどをされたり、
自らの財物(自動車、家屋など)を壊されたりすること
によって、相手の方に法律上の損害賠償請求をするために
支出された弁護士費用や弁護士などへの法律相談費用
などを保険金としてお支払する特約です。

弁護士費用
保険金

1事故
1被保険者につき

300万円程度

法律相談費用
保険金

1事故
1被保険者につき

10万円程度

【ご注意】お支払の対象となる費用は、当社の同意を得て支出された費用にかぎります。

オプション3

事故・故障時代車費用特約(有償)

ご契約の自動車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となり、かつレッカーけん引された場合*1、または事故
によりご契約の自動車に損害が生じた場合*2に、修理などでご契約の自動車を使用できない期間など所定の支払
対象期間のレンタカー費用をお支払する特約です。

*1 ロードアシスタンス特約のお支払の対象となる場合にかぎります。 *2 車両保険のお支払の対象となる場合にかぎります。

【ご注意】お支払の対象となる期間は、「レンタカーのご利用開始日からその日を含めて30日」かつ「事故発生日などの翌日から起算して1年以内」を限度とします。

このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

全国町村職員生活協同組合

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-35 全国町村会館内
TEL 03-3581-0479 URL: <http://www.zcss.jp/>

【車両共済(保険)の取扱代理店】

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

株式会社 千里
(ちさと)

☎ **0120-731-087** ☎ **03-3519-7325** <http://www.chisato-ag.co.jp>
お手元に車検証がある場合には、見積依頼書と併せてFAXください。また、送信の際はFAX番号をよくご確認ください。

自治おきなわ 2015年 10月号 (No.438)

2015年10月1日 発行

発行 沖縄県町村会

〒900-8531 那覇市旭町116番地37 TEL(098)963-8651
(自治会館5階) FAX(098)963-8654

編集
責任者 新垣喜春

印刷所 丸正印刷株式会社
電話(098)835-8181
